



第3次ふじサンサンプラン

富士河口湖町男女共同参画計画

富士河口湖町
令和8年3月

はじめに

日頃より、本町の男女共同参画の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本町では、平成19年3月に「富士河口湖町男女共同参画計画（ふじサンサンプラン）」を策定し、平成23年4月には「富士河口湖町男女共同参画推進条例」を施行しました。その後、第1次計画を踏まえて平成28年3月に「第2次富士河口湖町男女共同参画計画（第2次ふじサンサンプラン）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、住民の皆様、関係団体、事業所の皆様とともに、地域の課題に向き合いながら着実に取り組みを進めてまいりました。

現代社会においては、家庭、職場、地域など、暮らしのあらゆる場面で多様性を尊重し合う視点がこれまで以上に求められています。本町に暮らすすべての方が、自分らしく安心して生活できる地域づくりを進める上でも、男女共同参画の推進は引き続き重要な柱となるものです。

第3次となる本計画では、これまでの取り組みを踏まえるとともに、町民の皆様からいただいたご意見や本町の現状を的確に反映し、多様な人々の暮らしに寄り添う計画となることを目指しております。行政としても、皆様とともに一つひとつの課題に真摯に向き合い、より良い地域づくりに努めてまいります。

今後とも、町民の皆様の変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「第3次富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会」および「富士河口湖町男女共同参画推進委員会」の皆様へ、心より感謝申し上げます。



令和8年3月

富士河口湖町長 渡辺 英之

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 富士河口湖町の現状と課題	5
1 富士河口湖町の現状	5
2 第2次プランの成果と課題の整理	7
第3章 第3次プランの基本的な考え方	15
1 基本的な考え方	15
2 施策の体系	16
第4章 基本目標の内容	18
基本目標1 誰もが尊重・理解しあえるまち	18
基本方針1 人権尊重の意識づくり	18
基本方針2 男女共同参画の推進とジェンダー平等意識の促進	19
基本方針3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶【DV防止計画】	22
基本方針4 多文化共生社会の推進	23
基本目標2 誰もが働きやすいまち【女性活躍推進計画】	24
基本方針1 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	24
基本方針2 女性の就労の場における活躍への支援	25
基本方針3 ワーク・ライフ・バランスの実現	27
基本目標3 誰もが地域で活躍できるまち	29
基本方針1 地域社会における男女共同参画の促進	29
基本方針2 防災・災害対策への女性の参加促進	30
基本目標4 誰もが健康で安心して暮らしていけるまち	31
基本方針1 生涯にわたる健康づくりの推進	31
基本方針2 誰もが安心して共生できるまちの整備	32
基本方針3 女性の健康づくりの推進	33
第5章 推進体制	34
資料編	35
1 男女共同参画に関する意識及び実態調査結果	36
2 男女共同参画のあゆみ	48
3 富士河口湖町男女共同参画推進条例	52
4 計画の根拠となる関係法令等の概要と近年の改正	55
5 第3次ふじサンサンプラン策定経過	59
6 策定委員会・推進委員会名簿	59

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

富士河口湖町（以下「本町」という。）では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた男女共同参画計画である「ふじサンサンプラン」を策定し、取り組んできました。

平成19年に第1次プランを策定し、平成23年には男女共同参画を総合的、かつ、計画的に推進するための基本的な事項として、「富士河口湖町男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、平成28年に第2次プランを策定し、男性も女性も、性別にかかわらず、人生におけるあらゆる選択を自由に行うことができるよう、生き方や働き方に多様性をもたせ、また、周囲がそれを尊重し、支援できるような社会の実現のため、取り組みを推進してきました。

様々な取り組みにより、男女共同参画は前進してきましたが、令和7年5月に本町が町民に実施した男女共同参画に関する意識及び実態調査の結果（以下「アンケート調査結果」という。）によると、男性も女性も家事・育児等を両方が担うことを理想としている一方で、現状は女性が担っていることが多い（資料編P38）ことや、家庭や職場、地域における男女の平等感について「平等になっている」と回答した割合は約2割である（資料編P37）ことなどから、固定的な性別役割分担意識の解消や、女性活躍の推進、男性も含めた全ての人のワーク・ライフ・バランス^{*1}の推進など、男女共同参画社会の実現に向けて課題が残されています。

加えて国が作成した「令和3年版男女共同参画白書^{*2}」によると、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力の増加、非正規雇用の多い女性の雇用や収入に影響を及ぼし、男女共同参画社会の実現はこれまで以上に重要な課題となっています。また高齢化の進展により、人生100年時代を迎えている今、多様な働き方をより安心して選択できる環境の整備や生涯にわたる健康のための基盤づくりも求められています。

さらに国際社会では、2030年までに持続可能な開発目標（SDGs）の目指すべき17のゴール（資料編P56）の1つとして「ジェンダー平等^{*3}の実現」が掲げられており、推奨していかなければなりません。

こうした状況のなか、第2次プランの計画期間が令和7年度で終了することから、アンケート調査結果や第2次プランの評価を踏まえ、これまでの取り組みを継承し、さらに発展させるため、新たに「第3次ふじサンサンプラン」を策定することといたしました。

第3次プランは、性の多様性^{*4}についても考慮して組み込むとともに、近年急増している外国人住民が、地域の一員として安心して生活できるよう、多文化への理解を広げる多文化共生社会^{*5}の観点も踏まえた計画を目指します。

^{*1} ワーク・ライフ・バランス

「仕事（ワーク）」と「生活（ライフ：家庭・趣味・健康・学びなど）」の調和をとり、どちらも充実させることを意味します。

^{*2} 男女共同参画白書

男女共同参画社会基本法に基づき、内閣府男女共同参画局が作成している年次報告書です。

^{*3} ジェンダー平等

性別に関わらず、すべての人が平等に権利を持ち、機会を得られる状態を意味します。

^{*4} 性の多様性

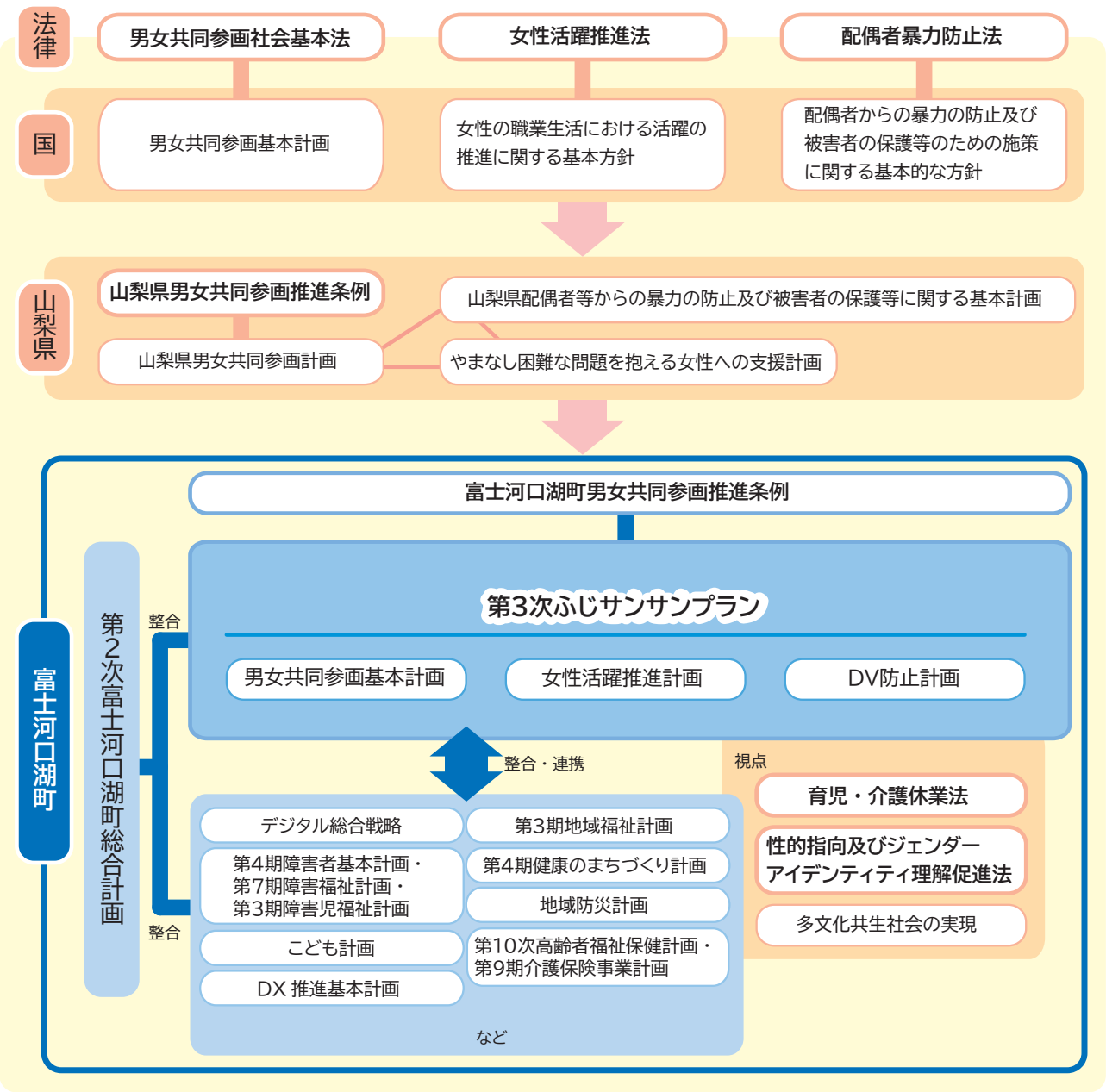
性別や性自認、性的指向など、人間の「性」に関するさまざまなあり方が存在することを認め、尊重する考え方です。

^{*5} 多文化共生社会

国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的な違いを尊重し、対等な立場で地域社会の一員としてともに生きていく社会のことです。

2 計画の位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法 第14条の3項」及び「富士河口湖町男女共同参画推進条例 第10条」に基づく男女共同参画計画であり、「女性活躍推進計画」及び「DV^{*6}防止計画」を包含しています（資料編P52～56）。また、国の「男女共同参画基本計画」、山梨県の「山梨県男女共同参画計画」、上位計画である「第2次富士河口湖町総合計画後期基本計画」やその他関連計画と整合性をとりながら、平成28年に策定した「第2次ふじサンサンプラン」を見直し、施策の推進状況や社会情勢、ニーズの変化、アンケート調査結果を踏まえた計画として策定するものです。



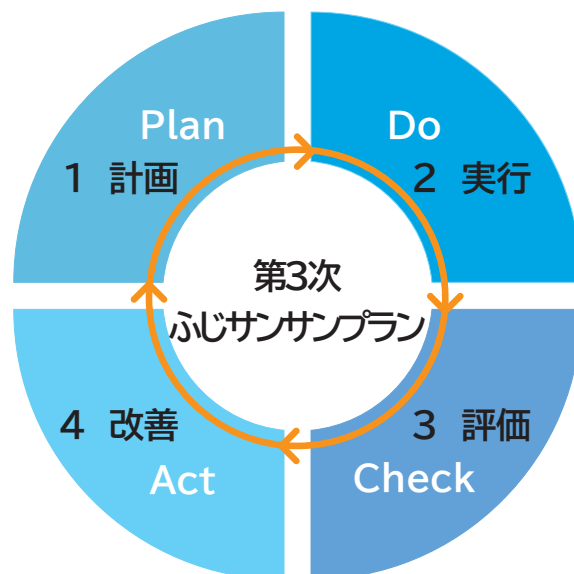
^{*6} DV（ドメスティック・バイオレンス）
配偶者やパートナーなど、家庭内で親密な関係にある相手から受ける身体的・精神的・経済的・性的な暴力や虐待のことを指します。

3 計画の期間

本プランの期間は、令和8年度～令和12年度（2026年度～2030年度）の5年間とします。

進捗管理については、PDCA サイクルに基づき、毎年度、進捗状況の確認および次年度の取り組み内容の検討を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや改善を実施します。

また、社会情勢の変化や法制度の改正等により、計画期間中であっても計画の見直しが必要となった場合には、適宜、計画の修正を行います。



SDGsとの関係

国際連合によると日本のSDGs達成度（2025年版）は、167か国中19位で、前年度から1ランク下がる結果となりました。17目標のうち、目標2「飢餓をゼロに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標12「つくる責任、つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさを守ろう」の6つが、最低評価である「深刻な課題がある」とされました。

本プランは、深刻な課題があるとされている1つ、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に、とりわけ寄与するものです。



第2章 富士河口湖町の現状と課題

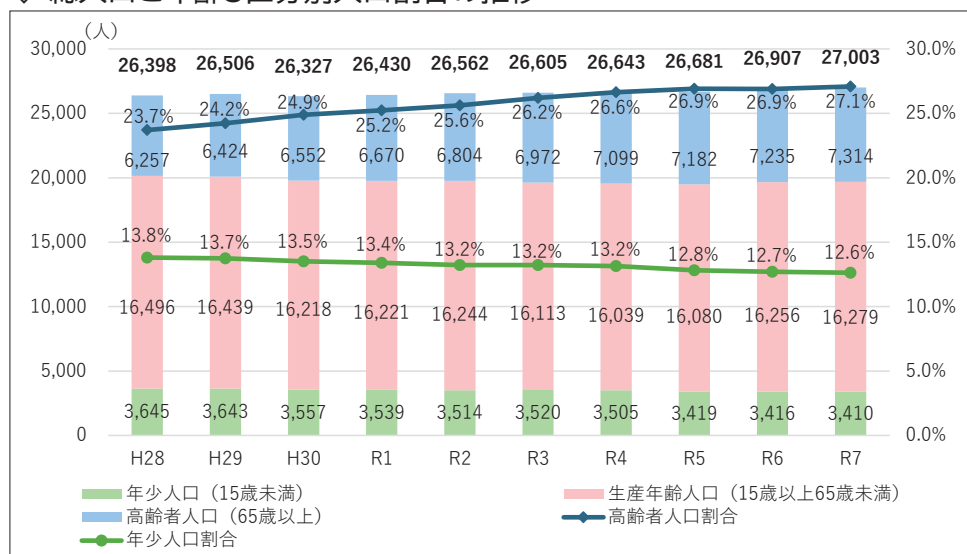
1 富士河口湖町の現状

1-1 総人口と年齢3区分別人口割合

本町の総人口は平成30年に減少したものの、それ以降増加傾向で推移しており、令和7年は27,003人となっています。

年齢3区分別に構成比の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）が年少人口（15歳未満）を常に上回っていることがわかります。令和7年には年少人口割合が12.6%、高齢者人口割合が27.1%となっており、本町の約4人に1人が高齢者となっています。

◇ 総人口と年齢3区分別人口割合の推移



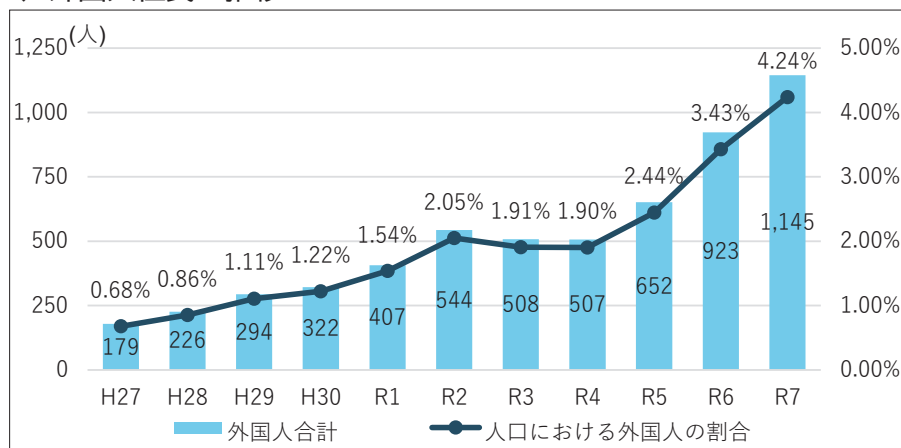
住民基本台帳 各年3月31日時点

1-2 外国人の人口推移

本町の外国人住民は、令和2年から令和4年のコロナ禍中には減少しましたが、令和7年には1,145人となり、令和4年の507人と比較すると3年間で2倍以上増加していることがわかります。

令和7年を国籍別でみると、ネパールが313人（27%）と最も多く、以下、中国が211人（18%）、ベトナムが198人（17%）と続き、合わせて722人となり全体の6割を超えています。これらの国々を中心にアジア圏からの外国人住民が多くなっています。

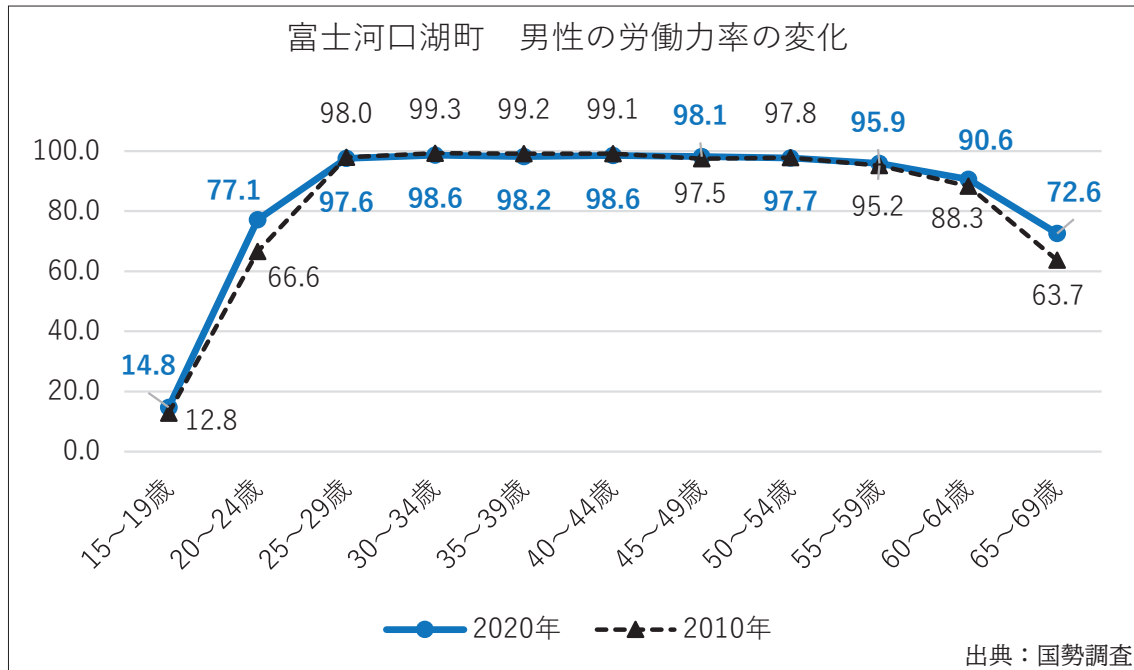
◇ 外国人住民の推移



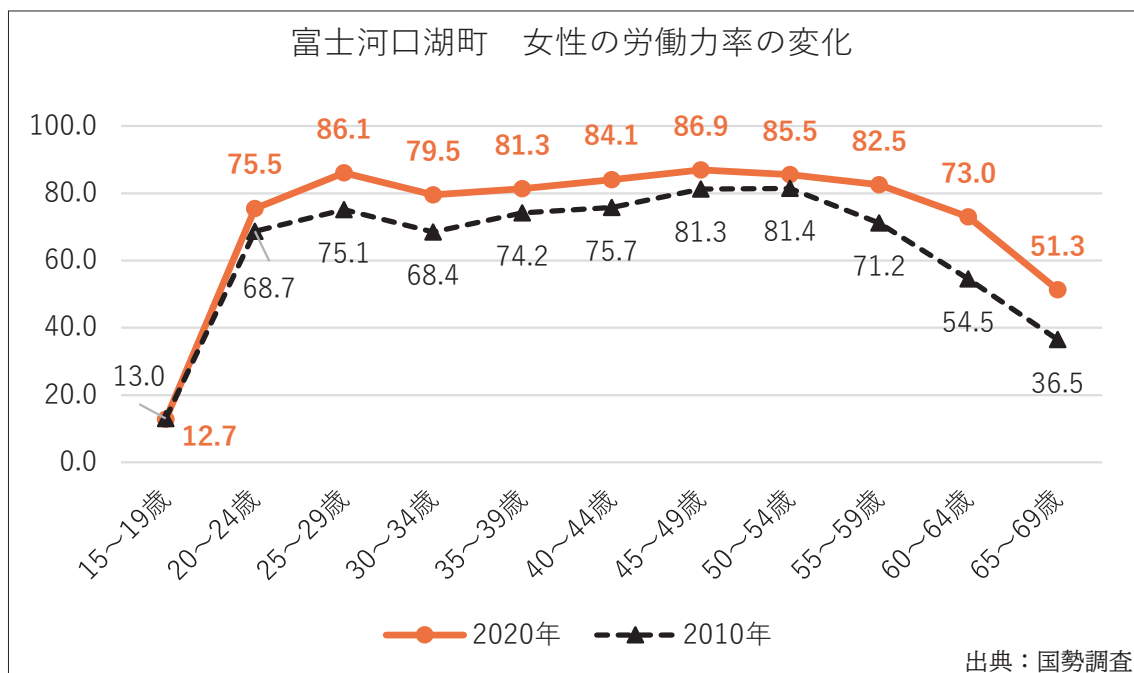
住民基本台帳 各年3月31日時点

1-3 富士河口湖町の労働力

本町の2010年～2020年の10年間で労働力率^{*7}を比較すると、男性の労働力率は20～24歳と65～69歳の年齢階級で約10ポイント増加しています。



2020年の女性の労働力率のグラフを全体の形でみると、25～29歳（86.1%）と、45～49歳（86.9%）を左右のピークとし、30～34歳（79.5%）を底とするM字型カーブを描いていますが、M字型の底の値は2010年と比較すると11.1ポイント増加しています。また、15～19歳以外の各年齢階級で、女性の労働力率は増加しています。



^{*7} 労働力率とは、働く意思と能力のある人が人口に占める割合を示す指標です。

労働力率 = (労働力人口 ÷ 15歳以上人口) × 100

労働力人口 … 就業者（実際に働いている人）＋完全失業者（仕事を探しているがまだ就けていない人）

15歳以上人口 … その国や地域の15歳以上の全人口

2 第2次プランの成果と課題の整理

第2次プランの成果と課題を取組・事業の振り返りや評価指標の達成状況、アンケート調査結果により、基本目標ごとに整理しました。

第2次プランの概要

基本理念	基本目標	施策の基本方向
男女共同参画の推進により、誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現	1 誰もがお互いに 尊重・理解し合えるまち	(1) 人権尊重と男女共同参画に関する意識の啓発
		(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進
		(3) 男性にとっての男女共同参画の推進
	2 誰もが 多様な生き方・働き方を選択でき、 地域・職場などのあらゆる場への 参画ができるまち	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
		(2) 地域社会における男女共同参画の促進
		(3) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保
		(4) 女性の就労の場における活躍への支援
		(5) 仕事と生活の調和
	3 誰もが安心して 快適に暮らしていけるまち	(1) 生涯にわたる健康づくりの推進
		(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶
		(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

基本目標1

誰もがお互いに尊重・理解し合えるまち

課題1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

これまで、人権教育の推進やフォーラムの開催などを通じて、男女共同参画に関する取り組みを積み重ね、認知や関心は着実に広がってきました。しかし、「男女共同参画社会」の意義や本町の計画・条例については、まだ十分に浸透しているとは言えません（図1）。

今後も、第3次プランに基づき、町民の日常生活と結びつけながら継続的に理解を深めていくことが重要な課題です。

課題2 人権尊重の推進

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成の割合は減少傾向にあるものの、家事・育児と仕事の両立に直面している30～39歳の女性は、他の世代と比べて「反対」が少なく、「わからない」が多くなっており、家庭と仕事の狭間で悩んでいることが考えられます。また80歳以上の男性は「どちらかといえば賛成」が半数おり、性別による固定的役割分担意識が依然として見受けられます（図2）。

性別による固定的役割分担意識の解消は、個人の人権が尊重され、性別に関わりなく自分らしく能力を発揮することができる社会の実現のために重要なことです。

男女共同参画の理解促進や性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、多様な広告媒体による情報発信や、町民参加型の学習機会の提供などの啓発を続けていくとともに、学校教育における人権やジェンダー平等教育を進め、身近な課題として考える機会の創出を図ることが必要です。

図1 「男女共同参画社会」という言葉と内容の認知度

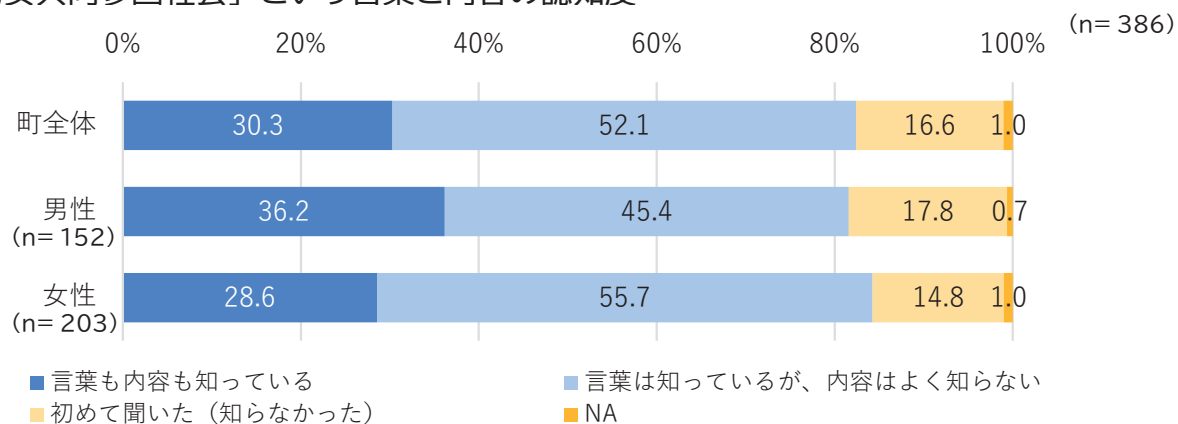
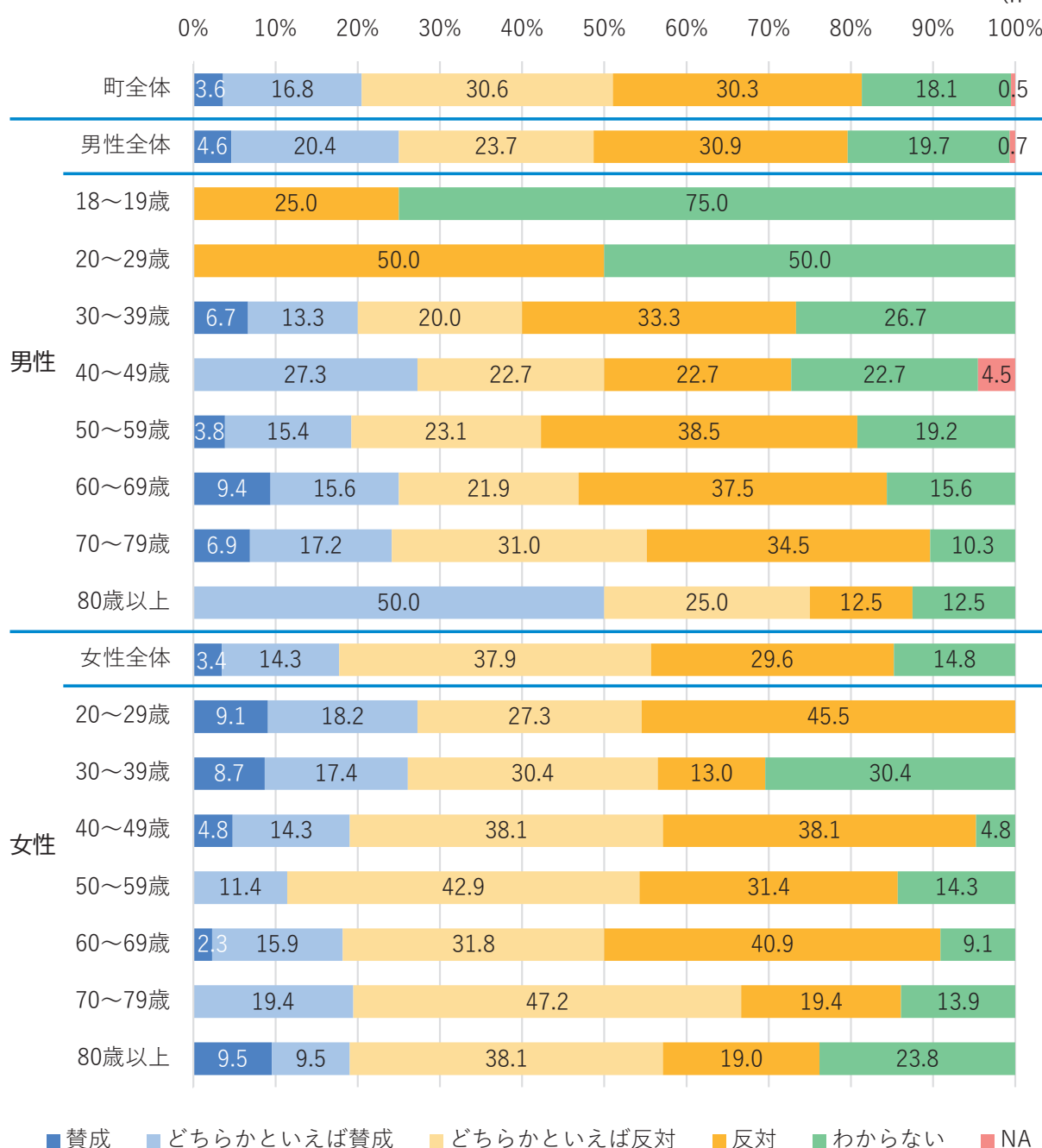


図2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別による固定的役割分担意識について (n= 386)



※男性の18～19歳と20～29歳は回答人数が少ないため、参考数値とします。

基本目標 2

誰もが多様な生き方・働き方を選択でき、 地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまち

課題3 誰もが地域や職場で活躍できる社会

これまで、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や、各種労働関係法に基づく情報提供などを進め、地域や職場における男女共同参画を推進してきました。その結果、女性の就業を「男性と同じように当たり前のこと」と肯定的にとらえる意識が高まり、結婚や出産にかかわらず就業を継続することへの支持も広がっています（図3）。一方で、地域活動や職場における意思決定の場では、依然として男性が中心となる傾向が見られ、女性リーダーの活躍はまだ十分とは言えません（図4）。また、子育て世帯や高齢者、障害者、外国人住民など多様な人々の声が十分に反映されにくい側面もあります。さらに、職場や家庭での役割分担の固定化や、セクシュアル・ハラスメント^{*8}防止への取り組みには、引き続き改善の余地があります（資料編P43）。

誰もが多様な選択をすることができ、自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、職場・家庭・地域における役割分担の見直しや、安心して参画できる環境づくりを一層進めていくことが求められています。

課題4 多様なライフスタイルへの支援

男性が育児休業や介護休業をとることに賛成する人は約9割（資料編P41）となっており、男性の育児や介護への参画意識が浸透してきたことが伺えます。それに伴い、制度についての理解が不十分である点や、「男性の家事・育児・介護などについての上司や周囲の理解」や「夫や家族間のコミュニケーション」、「育児休業を取得しやすい職場環境」を求める声が多く見られます（資料編P42）。

ワーク・ライフ・バランスについては、事業や取り組みを通し、認知度が上がったことに加え、仕事と生活のバランスがおおよそ取れている人が半数以上となりました（図5）。さらなる実践度の向上には、「有給休暇の取りやすさ向上」や「柔軟な勤務時間の導入」が求められています（資料編P40）。

家庭生活における様々な事柄を主に女性が担っている一方で、男性女性の両方が行うことが理想とされている（資料編P38）ことから、男女の役割を見直し、多様なライフスタイルを実現することが大切です。

地域や職場における女性の参画拡大と、誰もが安心して活動・就業できる環境整備を推進するため、女性リーダーの育成・登用の推進やセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発の強化が必要です。

また、男女ともに仕事と家庭を両立できる柔軟な働き方を推進し、労働環境の改善を図るため、ワーク・ライフ・バランスや育児休業、介護休業制度の普及と理解促進に向けた支援が必要です。

^{*8} セクシュアル・ハラスメント

職場や学校などで、性的な言動によって相手に不快感や不利益を与える行為を指します。

図3 一般的に女性が職業を持つことについて

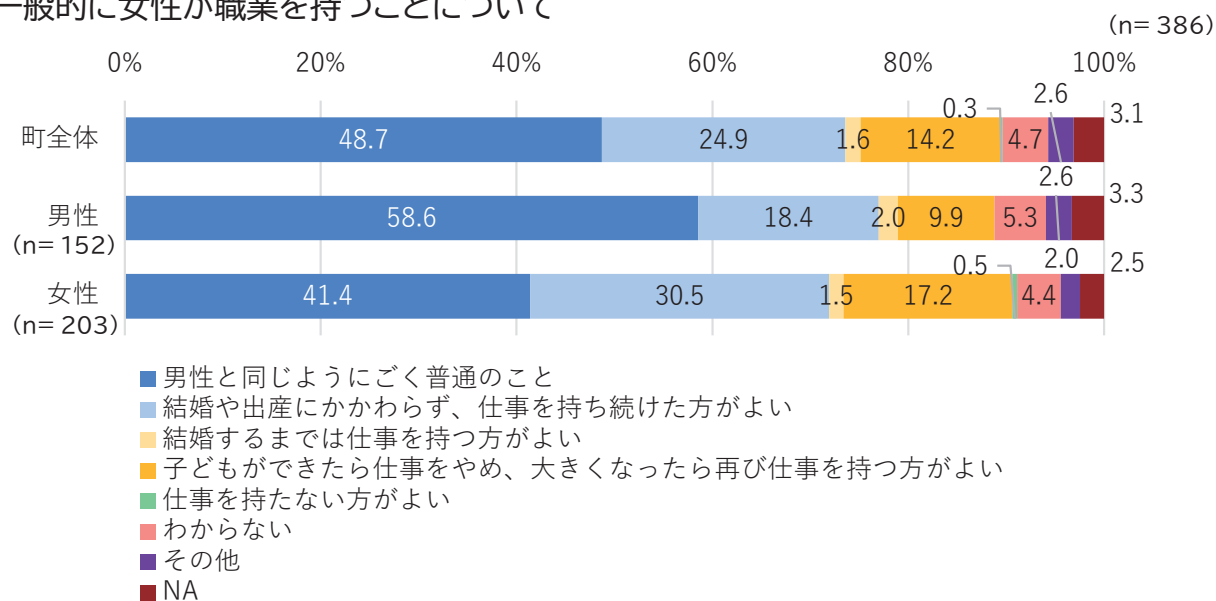


図4 男女の平等感

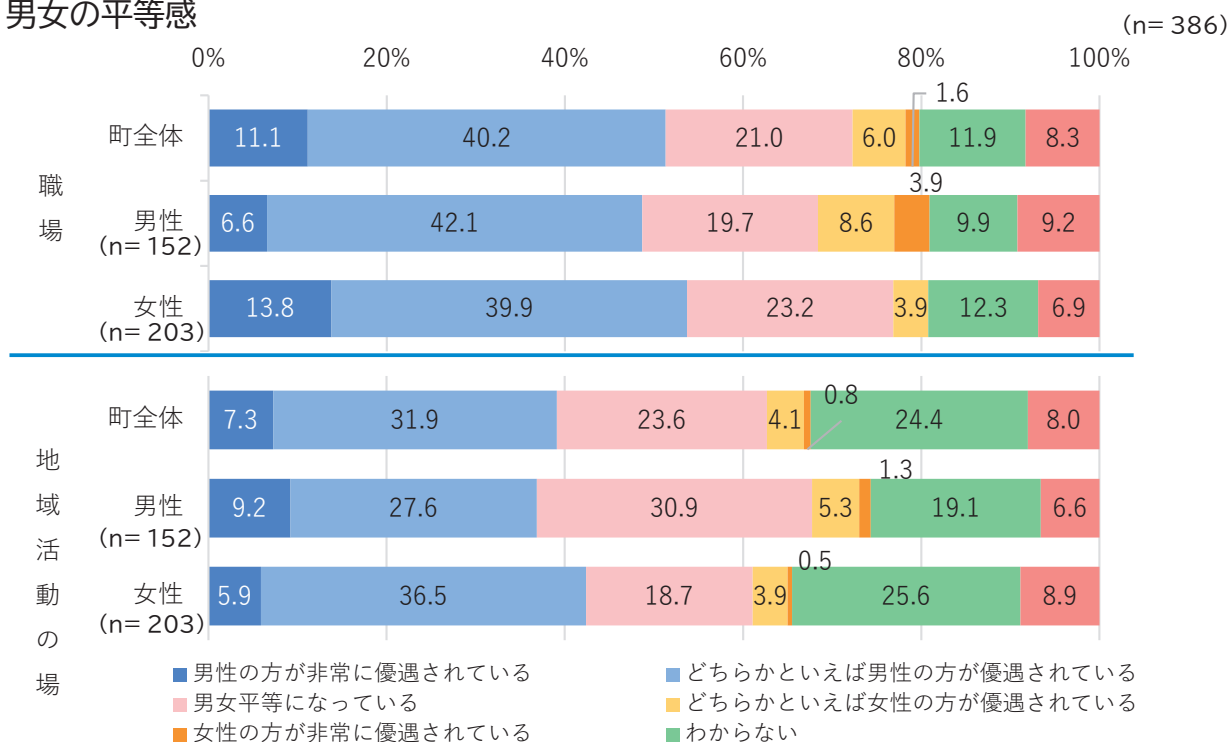
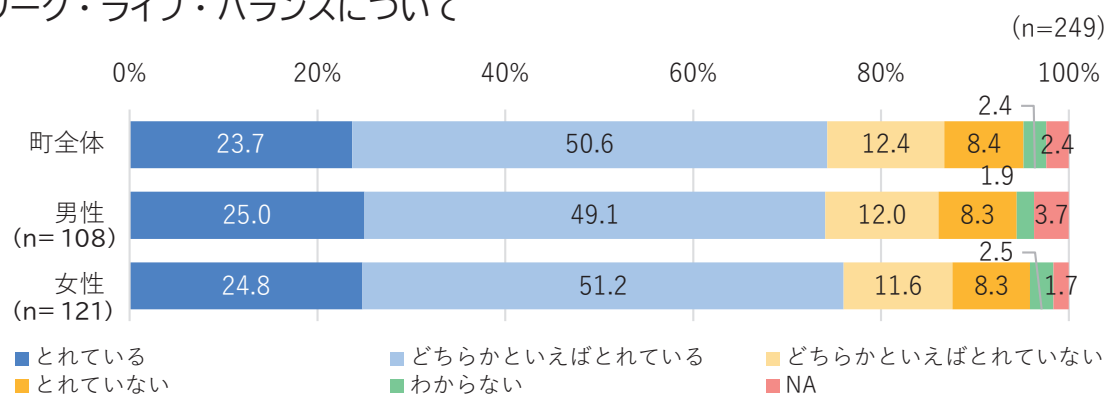


図5 ワーク・ライフ・バランスについて



基本目標 3

誰もが安心して快適に暮らしていけるまち

課題5 DV 等あらゆる暴力の根絶

暴力行為は人権侵害であり、深刻な社会問題となっています。相談窓口を認知している割合は、7割を超えていますが、DV などあらゆる暴力の根絶を目指し、継続的な窓口の周知活動と相談体制の確立が不可欠です（図6, 図7）。

誰もが安心して相談できる地域環境をつくり、安心して快適に暮らせる地域社会の実現が重要です。

課題6 女性の生涯にわたる健康づくりの推進

女性は妊娠・出産などのライフステージで特有の健康課題に直面するため、健康への十分な配慮が求められます。本町では特定健康診査や乳がん・子宮がん検診を実施していますが、受診率は依然として低く、受診促進が課題となっています（P33基本方針3の評価指標）。

今後は、ライフスタイルに応じた健康管理を支援するとともに、男女がお互いの身体的特徴を理解し合い、思いやりをもって生活できる社会をめざすことが重要です。

DV 等防止のための周知や啓発とともに、町民が安心して相談できるよう相談窓口の認知度向上や警察や県等の関係機関との連携を強化する必要があります。

また、女性特有の問題から身体を守るために、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行う体制や、検診を受けやすい柔軟な仕組みづくりが必要です。

図6 DVについて、経験したり、見聞きしたりしたことがあるか（複数回答）

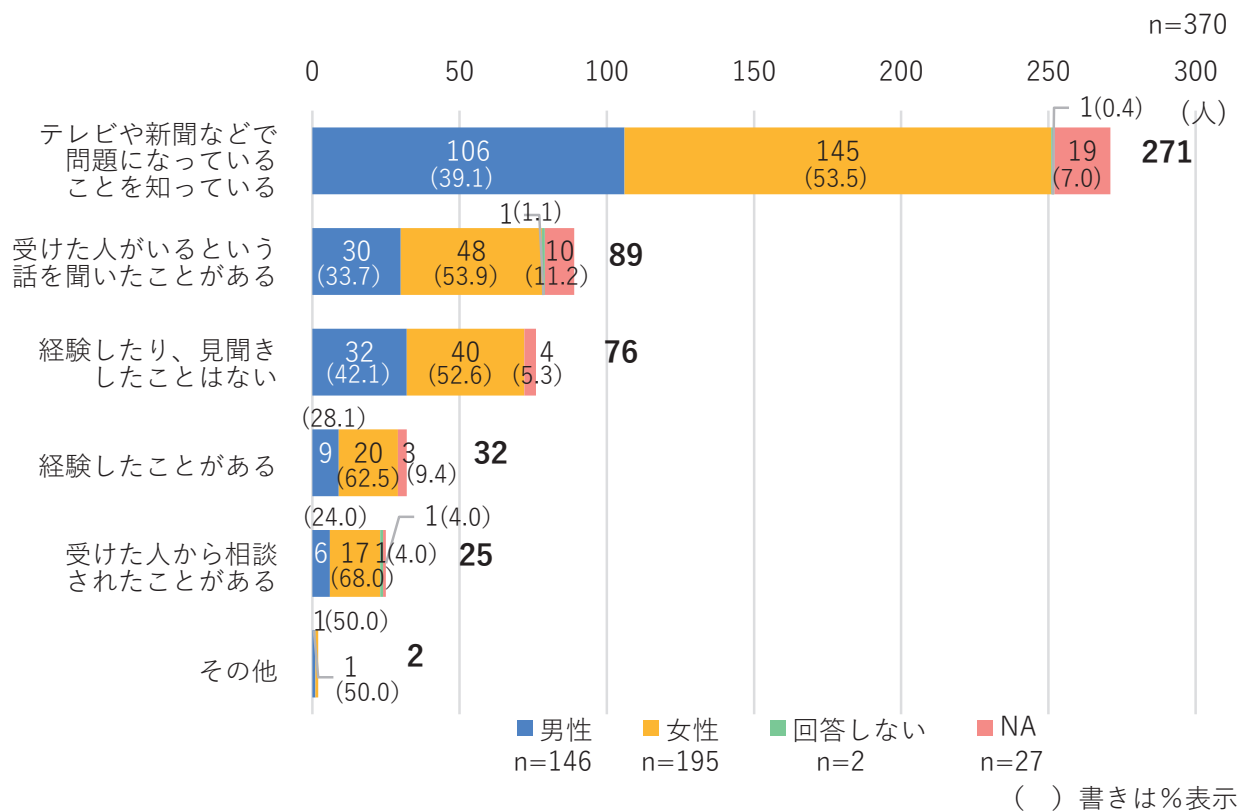
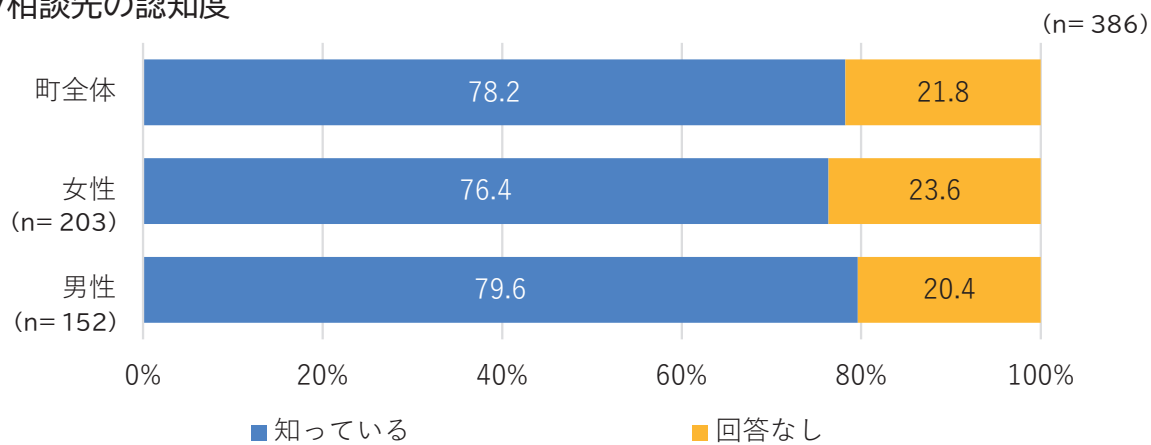


図7 DV相談先の認知度



第3章 第3次プランの基本的な考え方

1 基本的な考え方

第2章の富士河口湖町の現状や第2次プランの成果と課題を受けて計画の体系を見直し、基本的な考え方を4つの基本目標として掲げます。第3次プランでは、第2次プランで掲げていた基本目標2「誰もが多様な生き方・働き方を選択でき、地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまち」を「職場」と「地域」ごとの目標に再構築し、基本目標2「誰もが働きやすいまち」と基本目標3「誰もが地域で活躍できるまち」とします。

基本目標1 誰もが尊重・理解しあえるまち

性別や年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての町民が人権を尊重され、安全で安心して暮らせる社会の実現が求められています。しかし現状では、DV等の被害や性別による固定的役割分担意識、多様性への理解不足といった課題が残されています。また、本町では外国人住民の増加に伴い、多文化への理解促進も大切な視点となっています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会推進のため、ジェンダー平等意識の浸透や多様性・多文化共生の理解促進、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援体制の強化に取り組み、誰もが尊重・理解しあえるまちを目指します。

基本目標2 誰もが働きやすいまち

性別にかかわらず、すべての町民が自分の能力を十分に発揮し、やりがいを持って働くことができる社会の実現が求められています。女性の活躍の場の創出や、ワーク・ライフ・バランスの確保、セクシャル・ハラスメントの防止、男性の育児・介護休業の利用の促進などに取り組むことが不可欠です。また世代によってライフスタイルや価値観の多様化も進んでいることから、世代に応じた対応が必要です。

こうした状況を踏まえ、仕事と家庭生活との両立を支援するとともに、多様な働き方ができる環境づくりや職場における相互理解を促進し、女性の活躍推進や性別にかかわらずやりがいを持って働くことのできる社会を目指します。

基本目標3 誰もが地域で活躍できるまち

本町は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備してきました。自治会等の地域活動における女性の参画は十分とは言えず、性別や国籍など多様な人々の考えを取り入れることは、地域課題解決のために重要です。

こうした状況を踏まえて、男女共同参画の視点に立ち、女性が参画しやすい環境を整え、政策や方針決定の過程を含め、すべての町民が性別や国籍などにかかわらず平等に地域活動に参加できる社会を目指します。

基本目標4 誰もが健康で安心して暮らしていけるまち

性別や年齢、障害の有無、家庭の形態にかかわらず、すべての町民が健康で安心して暮らせる社会の実現が課題となっています。年齢や性に応じた心と体の健康への支援や妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、生活に困りごとがある世帯への支援、障害がある人の社会参画の促進、高齢者の生きがいや居場所づくりを充実させ、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。

2 施策の体系

基本理念

男女共同参画の推進により、誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現

基本目標

基本方針

人権 human rights

基本目標1

誰もが尊重・理解しあえるまち

(1) 人権尊重の意識づくり

(2) 男女共同参画の推進とジェンダー平等意識の促進

(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶【DV防止計画】

(4) 多文化共生社会の推進

働き方 way of working

基本目標2

誰もが働きやすいまち

【女性活躍推進計画】

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

(2) 女性の就労の場における活躍への支援

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

地域 region

基本目標3

誰もが地域で活躍できるまち

(1) 地域社会における男女共同参画の促進

(2) 防災・災害対策への女性の参加促進

健康 health

基本目標4

誰もが健康で安心して暮らしていけるまち

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

(2) 誰もが安心して共生できるまちの整備

(3) 女性の健康づくりの推進

施策の方向性

取組・事業

①人権教育・啓発活動の推進	1 人権尊重の視点に立った教育・学習の充実	2 人権意識の向上
②各種相談体制の充実	1 人権相談・特設人権相談	2 心配ごと相談・相談ダイヤルの開設
①男女共同参画の広報・啓発事業の推進	1 男女共同参画に関する情報提供 3 男女共同参画に関する作品募集と紹介	2 男女共同参画フォーラムの開催
②男女共同参画の視点に立った社会教育の推進	1 男女共同参画意識を高める様々な生涯学習の機会の提供 2 青少年健全育成に向けた有害環境浄化活動	
③ジェンダーにとらわれない家事・育児・介護の推進	1 家庭生活への参画講座の開催	2 両親学級の充実 3 認知症サポーター養成事業
④ジェンダー及び性の多様性に関する理解促進	1 ジェンダー平等に向けた学びの推進 3 性の多様性に関する意識の向上	2 性の多様性に関する理解促進に向けた取り組み
①ドメスティック・バイオレンス等の防止のための周知と啓発	1 DV 防止の意識啓発	
②被害者への相談・支援体制の充実	1 人権相談・特設人権相談【再掲】 3 包括的な支援体制の整備	2 住民基本台帳事務における支援措置の実施
①多文化共生社会に向けた相互理解の促進	1 国際交流協会との連携 3 日本語教室の開催	2 国際的イベント・講座の開催 4 外国語での家庭ごみの出し方・分け方の周知
①職場における男女平等の促進と啓発活動	1 働き方についての意識啓発・情報提供 2 男女共同参画推進委員会への地域事業所関係者の委嘱 3 各種ハラスメントの防止に関する啓発および相談体制の整備	
①女性職員の活躍の推進	1 「特定事業主行動計画」に基づく取り組み 3 男性職員の育児に伴う休暇の取得	2 町職員の女性の管理職登用 4 男性職員の育児休業の取得促進
②女性の就業・登用・起業についての啓発及び情報提供	1 スキマバイトの普及による女性の再就職への支援 3 女性向けの創業融資の金利優遇措置の紹介 5 やまなし就農ライフサポート事業及び新規就農者育成総合対策事業の紹介	2 女性の起業活動への相談支援体制の整備 4 商工業振興資金等利子補給金（利子補給）の紹介
①ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進	1 男女共同参画をテーマにした講座の開催 3 男性職員の育児に伴う休暇の取得【再掲】	2 働き方についての意識啓発・情報提供【再掲】 4 男性職員の育児休業の取得促進【再掲】
②地域における子育て支援の充実	1 つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業	2 放課後児童クラブ事業
③福祉サービスの充実	1 介護保険事業の推進	2 総合相談支援事業 3 地域生活支援事業
①地域活動に関する情報や機会の提供	1 ボランティアスタッフ募集についての情報発信 3 女性が地域で活躍できる場の確保	2 生涯学習人材バンクの充実 4 音楽文化交流事業プロジェクトメンバーへの女性の登用の推進
②地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 教育委員の女性比率の引き上げ 2 農業委員会の委員募集時に積極的な女性登用の働きかけを実施 3 女性の自治会活動への参加の呼び掛け	
①防災・災害対策の充実	1 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備 3 防災に関する知識の普及啓発	2 防災訓練への女性団体の参加 4 災害発生後における相談体制の整備
①健康や性と生殖に関する女性の健康と権利の普及・啓発	1 健康のまちづくり計画の推進	2 女性の健康づくりイベント 3 命や性に関する教育の推進
②ライフステージに応じた健康管理の促進	1 健康診断・各種検診	2 保健指導・健康相談の充実
①安心して暮らせる環境の充実	1 ひとり親への支援 3 高齢者の生きがい活動・社会参加の促進	2 障害がある人への社会参画の促進 4 一般介護予防事業
①女性のライフステージに応じた支援の充実	1 女性特有のがん予防と早期発見 3 女性の健康づくりイベント【再掲】	2 女性のライフステージに応じた健康診査・各種健診

第4章 基本目標の内容

基本目標1 誰もが尊重・理解しあえるまち

基本方針1 人権尊重の意識づくり

男女が対等な立場で、あらゆる分野においてともに参画し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、お互いの人権を尊重することが大切です。そのため、学校教育や地域活動など様々な機会や媒体を活用し、身近なこととして浸透するよう教育や啓発活動を行うとともに、人権を守る相談支援に取り組めます。

施策の方向性① 人権教育・啓発活動の推進

取組・事業		内容	担当課
1	人権尊重の視点に立った教育・学習の充実	教育活動全体を通じて、子どもが自らのよさや可能性を認識するとともに、互いを認め合い、思いやりを持って生きる力を育むことを目的に、人権尊重の視点を踏まえた教育活動を推進します。 意見交換や多様な考えの共有を ICT を活用しながら行い、協働的な学びを通して学校全体での相互理解を深められるよう支援します。	学校教育課
2	人権意識の向上	人権侵害（DV、いじめ、体罰、誹謗中傷、プライバシーの侵害等）に対する意識を高めるため、人権の花運動や人権教室、人権尊重についての作文など、人権について学習する機会を提供していきます。	福祉推進課

施策の方向性② 各種相談体制の充実

取組・事業		内容	担当課
1	人権相談・特設人権相談	人権相談（毎月20日）や特設人権相談（6月・12月）に寄せられた DV やいじめ、体罰、誹謗中傷、プライバシーの侵害等、被害者からの相談に対応します。	福祉推進課
2	心配ごと相談（面談）及び相談ダイヤルの開設	生活上の各種問題に関する相談窓口を、富士河口湖町社会福祉協議会に委託し開設しています。内容が多岐にわたるため、DV 等男女の問題に関する相談にも対応します。	福祉推進課

基本方針1の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
人権啓発事業の参加者数	人権の花、人権教室、人権作文事業への合計参加者数	52 人 (R6)	640 人 (R11)

※評価指標の設定年度について、基本的には、令和7年度を現状値年度、令和12年度を目標値年度とします。指標によって年度が異なる場合は、（ ）内に記載しています。

基本方針2 男女共同参画の推進とジェンダー平等意識の促進

性別による固定観念や差別をなくし、一人ひとりが自分らしく能力を発揮できる社会を築くためには、男女共同参画の更なる推進とジェンダー平等意識の促進に取り組む必要があります。そのために、広報・啓発で理解を広げ、学校や地域の学習活動に男女平等の視点を取り入れて、世代を超えて意識を育てていくことに取り組みます。また、ジェンダーにとらわれずに家事や育児・介護の平等な分担を促進し、家庭内外での不平等の解消に努めます。

施策の方向性① 男女共同参画の広報・啓発事業の推進

取組・事業		内容	担当課
1	男女共同参画に関する情報提供	毎月「広報富士河口湖」において、男女共同参画推進委員による執筆および関連する記事の掲載を通じ、町民の「男女共同参画」に対する認識を深めることを目指します。 また、「富士河口湖町男女共同参画推進条例」や「第3次ふじサンサンプラン」を広く周知します。	政策企画課 (男女共同参画推進委員会)
2	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会の実現に向け、啓発することを目的に、町民と一体となったフォーラムを開催します。男女共同参画について、一人でも多くの町民が関心を持って理解できるよう内容の充実を図り、今後も継続して町民の男女共同参画意識の醸成に努めます。	政策企画課 (男女共同参画推進委員会)
3	男女共同参画に関する作品募集と紹介	男女共同参画について考えるきっかけをつくり、理解と関心を高めることを目的に、作品の募集を行います。標語・俳句・川柳などの募集を通して表現の機会をつくり、優秀作品は広報や展示などで紹介し、町民の意識啓発につなげます。	政策企画課 (男女共同参画推進委員会)

施策の方向性② 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

取組・事業		内容	担当課
1	男女共同参画意識を高める様々な生涯学習の機会の提供	公民館や子ども未来創造館を中心に、乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とした、男女共同参画の意識を高める教室や講座を実施します。	生涯学習課
2	青少年健全育成に向けた有害環境浄化活動	山梨県教育委員会の活動にあわせて、書店等の陳列管理調査やゲームセンター、カラオケなどの実態調査を行います。特に書店、コンビニエンスストア等の有害図書の陳列管理を調査、指導することで、誤った性知識、認識の取得を防ぎ青少年の健全育成へとつなげます。	生涯学習課

施策の方向性③ ジェンダーにとらわれない家事・育児・介護の推進

取組・事業		内容	担当課
1	家庭生活への参画講座の開催	ジェンダーや慣習にとらわれず、家庭人として誰もが家庭生活を担う一員であるという自覚を持ち、自立した生き方の一歩となるよう、家事などのスキルアップをテーマにした講座を行います。	政策企画課 (男女共同参画推進委員会)
2	両親学級の充実	これから父親、母親になる男女を対象としたウェルカムベビークラス講座（母親・両親学級）を開催し、妊娠・出産・育児について正しい知識の普及・啓発を行うとともに、妊娠中の不安の軽減、妊婦同士の交流及び、父親が育児に積極的に参加できるように支援します。	子育て支援課
3	認知症サポーター養成事業	高齢化に伴い認知症患者が増加していることから、家庭や地域全体で認知症患者を支える仕組みづくりの一環として、認知症の正しい知識を広く普及啓発していきます。	健康増進課

施策の方向性④ ジェンダー及び性の多様性に関する理解促進

取組・事業		内容	担当課
1	ジェンダー平等に向けた学びの推進	小中学校の教育活動全体を通じ、子どもが将来の進路や職業、家庭生活等について、ジェンダーにとらわれず主体的に学び、考え、行動する力を育み、多様な選択ができるよう支援します。	学校教育課
2	性の多様性に関する理解促進に向けた取り組み	性の多様性に対する理解促進のため、ホームページや広報に関連情報を掲載するとともに、男女共同参画推進委員会が展開するフォーラムや各種イベントを通じて啓発活動を図ります。	政策企画課
3	性の多様性に関する意識の向上	正しい知識や意識向上を目指して、職員に向けて理解促進を深めます。	政策企画課

基本方針2の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画フォーラムの参加人数	フォーラムへの参加者（推進委員及び事務局を含む）	83人 (R6)	90人 (R11)
「男女共同参画」の認知度	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合	30.3%	35%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対する人の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「反対」と回答した人の割合	30.3%	35%
「家庭生活」において、男女が平等と思う割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「男女平等になっている」と回答した割合	25.6%	30%
「学校教育の場」において、男女が平等と思う割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「男女平等になっている」と回答した割合	53.9%	60%
「ダイバーシティ」の認知度	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合	19.2%	25%

基本方針3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶【DV 防止計画】

暴力行為は人権侵害であるため、あらゆる暴力の根絶が重要です。ドメスティック・バイオレンス等の防止のための周知と啓発や被害者への相談・支援体制の充実を促進します。

施策の方向性① ドメスティック・バイオレンス等の防止のための周知と啓発

取組・事業		内容	担当課
1	DV 防止の意識啓発	ドメスティック・バイオレンス (DV)、デートDV ^{*9} 、ストーカー行為等の防止を図るため、リーフレット等により、啓発情報を周知します。また、DV 等の相談窓口が掲載されたカードを公共施設等に設置し、相談機関の周知に努めます。	政策企画課

施策の方向性② 被害者への相談・支援体制の充実

取組・事業		内容	担当課
1	人権相談・特設人権相談【再掲】	人権相談（毎月20日）や特設人権相談（6月・12月）に寄せられた、DV、いじめ、体罰、誹謗中傷、プライバシーの侵害等、被害者からの相談に対応していきます。	福祉推進課
2	住民基本台帳事務における支援措置の実施	住民基本台帳事務処理要領に基づき、DV等による相手方（加害者）が、住民基本台帳制度を不当に利用して、支援措置申出者（被害者）の住所を探索することを防止します。住民票等を請求された際に応じない措置をとることにより、支援措置申出者の保護を図ります。	住民課
3	包括的な支援体制の整備	DV 被害者からの相談や支援体制について庁舎内での役割を明確化し、被害者の安全と保護に繋がります。	政策企画課

基本方針3の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
ドメスティック・バイオレンス (DV) を受けたことがある女性の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査「直接、DV を受けたことがある」と回答した女性の割合	9.9%	増加させない
ドメスティック・バイオレンス (DV) を受けたことがある人の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査「直接、DV を受けたことがある」と回答した人の割合	8.6%	増加させない
DV の相談窓口を認知している女性の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査「相談先を知っている」と回答した女性の割合	76.4%	80%
DV の相談窓口を認知している人の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査「相談先を知っている」と回答した人の割合	78.2%	80%

基本方針4 多文化共生社会の推進

本町では外国人住民の増加に伴い、多文化への理解促進も重要な視点となっています。国籍や宗教、文化の違いを尊重し、理解しあうことが大切です。また、外国人住民が日常生活を送るうえで大切なツールとなる日本語と日本文化を学ぶ機会の提供や支援により、町民の誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指します。

施策の方向性① 多文化共生社会に向けた相互理解の促進

取組・事業		内容	担当課
1	国際交流協会との連携	富士河口湖町国際交流協会と連携し、町民の多文化理解の推進を図ります。	政策企画課
2	国際的イベント・講座の開催	地域住民の自国以外の文化への理解を深め、相互理解を図るために、「多文化共生交流事業」や「やさしい日本語教室」、「世界の料理教室」などのイベントや講座を開催します。	政策企画課
		世界的な人の交流が促進される中で、海外演奏家との音楽文化交流事業により、多文化の理解促進につなげます。	文化振興局
3	日本語教室の開催	町内に在住する外国人が安心して暮らせる環境を整え、多文化理解を深めることを目的として、日本語教室を開催します。地域住民ボランティアとともに生活に関するテーマについて日本語を使って交流し学びます。	政策企画課
4	外国語での家庭ごみの出し方・分け方の周知	外国人住民向けに外国語表記のごみの出し方や分け方に関する掲示物やチラシの掲示や配布を行うことで利便性の向上とごみの適正処理の周知を図ります。	環境課

基本方針4の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
多様な人々（外国籍、障害、性的マイノリティ ^{*10} など）を受け入れる雰囲気があると感じる人の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査「とても感じる」または「やや感じる」と回答した人の割合	26.3%	30%
「多文化共生社会」の認知度	男女共同参画に関する意識及び実態調査「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合	18.1%	25%

*9 デートDV

恋愛関係にある相手から受ける暴力や支配的行動のことです。

*10 性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ、LGBT など）

性的指向や性自認が多数派（異性愛者・出生時の性別と一致する人）とは異なる人々のことを指します。

基本目標2 誰もが働きやすいまち【女性活躍推進計画】

基本方針1 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮できるよう、雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担意識を見直し、職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図ります。

また、セクシュアル・ハラスメント等のあらゆるハラスメントを防止し、男女が性別に関わりなく能力を十分に発揮できる職場づくりに向けた意識啓発に努めます。

施策の方向性① 職場における男女平等の促進と啓発活動

取組・事業		内容	担当課
1	働き方についての意識啓発・情報提供	男女共同参画推進委員会に所属する事業所の委員の協力を得て、各事業所に対して男女共同参画や働き方（育児休業や介護休業等）についての周知や啓発活動を行います。	政策企画課 (男女共同参画推進委員会)
2	男女共同参画推進委員会への地域事業所関係者の委嘱	職場や地域における男女共同参画の取り組みを広げることを目的として、男女共同参画推進委員会に地域事業所関係者を委嘱します。	政策企画課 (男女共同参画推進委員会)
3	各種ハラスメントの防止に関する啓発および相談体制の整備	「富士河口湖町職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、ハラスメントの防止および排除ならびに対応にあたります。周知を目的として庁舎内へのポスター等の掲示や相談への対応を行います。	総務課

基本方針1の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
「職場」において、男女が平等と思う割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「男女平等になっている」と回答した割合	21%	25%
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「セクハラを受けたことがある」と回答した女性の割合	20.7%	増加させない

基本方針2 女性の就労の場における活躍への支援

平成28年に施行し、令和元年と令和4年に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の基本方針に準じて、男女を通じた働き方の改革を進めるとともに、育児・介護等を理由に働いていない女性や、地域での活躍やステップアップを希望する女性等の登用の促進に努めます。この取り組みは、女性であることを理由に形式的に女性の活躍を進めていくのではなく、本人の意思の尊重や意欲・能力に基づいて活躍を支援するものです。それにより、男女がともに多様な生き方、働き方を実現でき、豊かで活力があふれる生産性の高い社会の実現を図ります。

施策の方向性① 女性職員の活躍の推進

取組・事業		内容	担当課
1	「特定事業主行動計画」に基づく取り組み	「女性活躍推進法」に基づき策定された「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員に対する活躍の推進に関する取り組みを行います。	総務課
2	町職員の女性の管理職登用	女性の管理職登用を推進することで、多様な人材の能力を活かし、組織の活力向上と男女共同参画を推進します。	総務課
3	男性職員の育児に伴う休暇 ^{*11} の取得	男性職員の育児に伴う特別休暇の取得を促進することにより、女性が育児と仕事を両立しやすい環境をつくり、女性の活躍推進を図ります。	総務課
4	男性職員の育児休業 ^{*12} の取得促進	男性職員の育児休業取得を促進することにより、女性が育児と仕事を両立しやすい環境をつくり、女性の活躍推進を図ります。	総務課

^{*11} 育児に伴う休暇
配偶者の出産等に伴い、男性職員が育児支援等のため取得する短期間の休暇のことです。

^{*12} 育児休業
子の養育を目的として、一定期間職務を離れて取得する休業のことです。

施策の方向性② 女性の就業・登用・起業についての啓発及び情報提供

取組・事業		内容	担当課
1	スキマバイトの普及による女性の再就職への支援	結婚・出産を機に職を離れた女性が再就職をするにあたり、スキマバイトを普及させ、気軽に仕事にアクセスできるようにすることで、いつでも仕事に戻れる環境を整備します。 普及方法は、受け入れ側の企業向けのスキマバイト活用方法の研修、働く側で主に育児中の女性をメインに、スキマバイトの利用方法の研修を行い、受け入れ側、働く側の総数を増やします。	政策企画課
2	女性の起業活動への相談支援体制の整備	観光課内にワンストップ相談窓口を設置し、起業を目指す女性が必要な支援を受けられるよう商工会とともに支援および情報提供を行います。	観光課
3	女性向けの創業融資の金利優遇措置の紹介	日本政策金融公庫の「新規開業・スタートアップ支援資金」により、女性など幅広い方の創業を支援します。また、山梨県の起業家支援融資において、県内の金融機関等と連携し、女性など幅広い層の創業への補助を行います。	観光課
4	商工業振興資金等利子補給金（利子補給）の紹介	山梨県商工業振興資金融資制度要綱等に基づき、商工業の活性化のための資金の貸付の決定を受けた法人または個人に対し、当該資金の利子を補給することにより商工業の振興を図ります。	観光課
5	やまなし就農ライフサポート事業及び新規就農者育成総合対策事業の紹介	初心者でも気軽に農業体験できる「やまなし就農ライフサポート事業」の紹介並びに農業への一層の人材の呼び込みと定着を図るため、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を図る支援制度及び経営発展のための機械・施設等の導入の支援制度を紹介します。	農林課

基本方針2の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
町職員の女性管理職の比率	一般行政職における女性管理職の割合	10.5% (R6)	10% 台の維持 (R11)
男性職員の育児に伴う休暇の取得率	「職員の配偶者の出産予定日の6週間前の日から出産の日以後1年を経過する日」までの取得した人の割合	75.0% (R6)	90% (R11)
男性職員の育児休業取得率	町男性職員の育児休業制度を取得した割合	25.0% (R6)	70% (R11)

基本方針3 ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と家庭生活の調和を進めることは、心身の健康を保つことに繋がり、より豊かな人生を送るために大切なことです。その実現のため、男女ともに積極的な育児・介護休業の取得ができ、また多様な働き方ができるよう企業や事業所等に働きかけます。

また、男女とも家庭における育児や介護等の負担が軽減でき、ワーク・ライフ・バランスを促進できるように、子育て、介護、障害に関する福祉サービス等の充実に努めます。

施策の方向性① ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進

取組・事業		内容	担当課
1	男女共同参画をテーマにした講座の開催	ジェンダーや慣習にとらわれず、家庭人として誰もが家庭生活を担う一員であるという自覚を持つことにより、誰もが家庭と仕事などの両立や充実を実現できることを目指し、男女共同参画をテーマにした講座を開催します。	政策企画課 (男女共同参画推進委員会)
2	働き方についての意識啓発・情報提供【再掲】	男女共同参画推進委員会に所属する事業所の委員の協力を得て、各事業所に対して男女共同参画や働き方（育児休業や介護休業等）についての周知や啓発活動を行います。	政策企画課 (男女共同参画推進委員会)
3	男性職員の育児に伴う休暇の取得【再掲】	男性職員の育児に伴う特別休暇の取得を促進することにより、女性が育児と仕事を両立しやすい環境をつくり、女性の活躍推進を図ります。	総務課
4	男性職員の育児休業の取得促進【再掲】	男性職員の育児休業取得を促進することにより、女性が育児と仕事を両立しやすい環境をつくり、女性の活躍推進を図ります。	総務課

施策の方向性② 地域における子育て支援の充実

取組・事業		内容	担当課
1	つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児親子が参加できる体験活動、情報収集、相談の場として利用することやサポートを受けることで子育ての幅が広がり、女性をはじめ親等の意欲を促進します。	子育て支援課
2	放課後児童クラブ事業	働く家族が安心して子育てできるように児童の放課後の居場所づくりの充実に図ります。	子育て支援課

施策の方向性③ 福祉サービスの充実

取組・事業		内容	担当課
1	介護保険事業の推進	住み慣れた地域での在宅生活のニーズが高いことから、適正なサービス提供ができる体制の確保と、効率的で質の高いサービス提供ができる体制づくりに努めます。	健康増進課
2	総合相談支援事業	介護相談及び家族支援により、介護と生活の調和を図ることを目的とし、開庁日には当番制で相談に対応する体制を整えます。	健康増進課
3	地域生活支援事業	障害者に介護サービスとしての日中一時支援等の就労支援及び一時的な負担軽減を図ります。	福祉推進課

基本方針3の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
「ワーク・ライフ・バランス」の周知	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「ワーク・ライフ・バランス」を知っていると回答した割合	43.1%	60.0%
「ワーク・ライフ・バランス」の実践度	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「とれている」または「どちらかといえばとれている」と回答した割合	50.5%	55.0%
介護離職していない割合	在宅介護実態調査 「過去1年のうち、要介護者の家族等で介護離職した人がいない」と回答した人の割合	93.4% (R5)	95% (R11)

基本目標3 誰もが地域で活躍できるまち

基本方針1 地域社会における男女共同参画の促進

地域活動に関する情報や機会の提供を行うことで、性別・年齢に関係なく、一人ひとりが持っている知識や経験を十分に発揮でき、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を持って、積極的に地域活動に参画・参加できる体制づくりに努めます。

施策の方向性① 地域活動に関する情報や機会の提供

取組・事業		内容	担当課
1	ボランティアスタッフ募集についての情報発信	地域の行事を始め、様々なイベントの企画・運営において、地域住民が得意分野で活躍できる場となるよう、ボランティアスタッフの情報発信を行っていきます。従来の町広報誌への記事掲載に加え、町公式 SNS も活用していきます。	生涯学習課
2	生涯学習人材バンクの充実	町内の公民館では「趣味発見のきっかけづくり」を目標として、さまざまな教室を開催しています。多種多様な特技・趣味を持つ町民が各種教室の講師として活躍できるように、人材バンクの登録者を増やすよう努めます。町広報誌や町ホームページでの募集に加え、町公式 SNS を活用した募集も行っていきます。	生涯学習課
3	女性が地域で活躍できる場の確保	図書館は子育てや教育の拠点であり、未就学児から小学生を対象に幅広い層の女性が、読み聞かせを行う「女性が活躍する場」にもなっています。今後も女性の居場所・生きがいの場として、女性のボランティアスタッフが継続して参画できる体制を整えます。	生涯学習課
4	音楽文化交流事業プロジェクトメンバーへの女性の登用の推進	交流の取り組みを住民主体のプロジェクトにし、男女の共同作業を深める機会とします。	文化振興局

施策の方向性② 地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進

取組・事業		内容	担当課
1	教育委員の女性比率の引き上げ	町の教育方針決定への女性参画を進めるため、女性の比率を高めます。	学校教育課
2	農業委員会の委員募集時に積極的な女性登用の働きかけを実施	農業委員会での審議や活動において女性の意見を反映することにより、性別による著しい隔たりをなくすことを目的とし、農業委員会の委員募集時に町ホームページなどで積極的な女性登用の働きかけを実施します。	農林課
3	女性の自治会活動への参加の呼び掛け	女性に積極的に自治会活動に参加してもらうことで、自治会加入率の向上とともに、女性の視点を取り入れた地域の活性化を図ります。	地域防災課

基本方針1の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
「地域活動の場」において、男女が平等と思う割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査「男女平等になっている」と回答した割合	23.6%	30%
区および自治会における女性リーダーの割合	女性の区長・自治会長の割合	3.7%	10%

基本方針2 防災・災害対策への女性の参加促進

大規模災害等の非常時には、固定的な性別役割分担意識を反映し、平常時に増して家事・育児・介護等の負担が女性に集中したり、性暴力やDV等の被害が生じたりするなどのジェンダー課題が多くなり、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けると言われています。このようなことから、多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、自主防災組織や消防団活動における女性の積極的登用はもとより防災に対する政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。また、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう支援に取り組めます。

施策の方向性① 防災・災害対策の充実

取組・事業	内容	担当課
1 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備	災害時の対応では、避難所の運営や生活物資の供給など、男女のニーズの違いを把握する必要があります。男女共同参画の視点や性及び文化的背景等の多様性に配慮した防災体制の整備を図ります。また、災害に備えるための備蓄品の整備についても女性ならではの視点で備蓄品を整備します。	地域防災課
2 防災訓練への女性団体の参加	地域の防災訓練において女性団体に協力を依頼し、災害時にも円滑に避難所を運営できる体制づくりを進めます。	地域防災課
3 防災に関する知識の普及啓発	災害・防災に関する講習会や講座、訓練について情報提供を行います。	地域防災課
4 災害発生後における相談体制の整備	災害発生後には「富士河口湖町地域防災計画」に基づき、相談窓口の設置を行い、被災者の相談対応にあたります。	地域防災課

基本方針2の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
防災会議における女性の比率	防災会議に占める女性委員の割合	35.1% (R6)	40% (R11)

基本目標4 誰もが健康で安心して暮らしていけるまち

基本方針1 生涯にわたる健康づくりの推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、対等な立場で、思いやりを持って生活していくことが重要です。女性は妊娠・出産の可能性、男女ともに更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて性差に応じた健康、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*13}について理解していく必要があります。男女がそれぞれの健康課題に対応できるよう、健康づくりや生活習慣病予防についての正しい知識を普及し、健康診査・各種検診等の充実を図り、町民の健康管理の促進に努めます。

施策の方向性① 健康や性と生殖に関する女性の健康と権利の普及・啓発

取組・事業		内容	担当課
1	健康のまちづくり計画の推進	子どもから高齢者の幅広い世代に対して、一人ひとりが自主的に生涯を通じた健康づくりを意識することができるよう啓発に取り組みます。また、ウォーキング大会の開催により健康づくりの普及啓発や健康増進の機会を提供していきます。	健康増進課
2	女性の健康づくりイベント	女性特有のがん検診と各種の啓発事業を展開するイベントを開催することで、女性の健康に関する知識の向上や女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起に繋がります。	健康増進課
3	命や性に関する教育の推進	児童・生徒が男女の身体的特性を理解尊重できることを目的とし、外部講師による命の授業や発達段階に応じた性教育を実施することで、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）が配慮された、適切な意思決定や行動選択ができる力を育成します。	学校教育課

施策の方向性② ライフステージに応じた健康管理の促進

取組・事業		内容	担当課
1	健康診断・各種検診	性別にかかわらず、教育機関での定期健診、特定健診、生活習慣病健診、後期高齢者健診、各種がん検診など、ライフステージに応じた健康診査・検診等の充実を図るとともに、国民健康保険による人間ドック等も含めた健康診査の受診を推奨し、町民の健康管理の促進に努めます。	健康増進課
2	保健指導・健康相談の充実	健康診断を受けた方の健診結果に応じて、個別指導・集団指導を行うことにより自身の健康状態を知ってもらい、日常生活を振り返る機会と生活習慣病予防について指導を行います。健診受診や受診後の生活習慣の見直し、行動変容により更なる活躍や健康寿命の延伸に努めます。	健康増進課

^{*13} リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、性や妊娠・出産に関わるすべてにおいて、心身とも健康で、自分の意思が尊重され、身体に関する決定を自分自身でできるという考え方です。

基本方針1の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
特定健康診査の受診率	町で40歳以上の国保加入者を対象に実施する特定健康診査の受診率	39.5% (R6)	60% (R11)

基本方針2 誰もが安心して共生できるまちの整備

性別や年齢、障害の有無等を問わず、あらゆる人が生きがいをもって住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立って、高齢者や障害者、ひとり親家庭の多様な社会参画や自立支援の一層の充実を図ります。

施策の方向性① 安心して暮らせる環境の充実

取組・事業		内容	担当課
1	ひとり親への支援	低所得・ひとり親家庭の育児負担の軽減のため、児童扶養手当支給やファミリー・サポート・センター利用助成、医療費助成などを行い、生活安定の一助となることで社会活躍に繋がります。	子育て支援課
2	障害がある人への社会参画の促進	障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を支援する手話奉仕員を養成し、障害を持つ人、持たない人、すべての人が共生する地域づくりを目指します。	福祉推進課
3	高齢者の生きがい活動・社会参加の促進	男女がともに高齢者となっても、その知識や経験を生かした多様な社会参加の場づくりを進め、地域活動やボランティア活動等の社会貢献を促進し、いきいきと充実した生活を送れるよう支援します。	福祉推進課
4	一般介護予防事業	一般介護予防教室を実施し、元気な高齢者から要介護（支援）者まで幅広くフレイル予防を図ることで、可能な限り本人らしい生活を送ることに繋がります。	健康増進課

基本方針2の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
一般介護予防教室参加者数	教室への参加者延べ人数	5,333人 (R6)	5,500人 (R11)

基本方針3 女性の健康づくりの推進

女性は、妊娠・出産時に女性特有の健康問題に直面することから、健康の重要性を十分配慮する必要があります。女性のライフステージに応じた健康づくりや女性特有のがんについての正しい知識を普及し、健康診査・各種検診等の充実を図ります。

施策の方向性① 女性のライフステージに応じた支援の充実

取組・事業		内容	担当課
1	女性特有のがん予防と早期発見	20代でも発症するケースが増えている女性特有のがんに対する知識の向上、子宮頸がん及び乳がん検診の受診率向上を図ることにより、望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また健やかで充実した毎日を送ることに繋がります。	健康増進課
2	女性のライフステージに応じた健康診査・各種健診	妊婦健診、乳幼児健診、ライフステージに応じた受診を推奨し健康管理の促進に努めます。	子育て支援課
3	女性の健康づくりイベント【再掲】	女性特有のがん検診と各種の啓発事業を展開するイベントを開催することで、女性の健康に関する知識の向上や女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起に繋がります。	健康増進課

基本方針3の評価指標

指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
子宮頸がん検診受診率	町で実施している子宮がん検診の受診率	10.8% (R6)	50% (R11)
乳がん検診の受診率	町で実施している乳がん検診の受診率	13.5% (R6)	50% (R11)
早期（妊娠11週以下）での妊娠届出率	妊娠の早期段階（妊娠11週以下）妊娠届を提出した割合	88.5% (R6)	90% (R11)

第5章 推進体制

1 庁内の推進体制

各事業の実施・進捗管理などは担当部署が責任をもって進めていきます。また、男女共同参画がすべての人々に関わる事項であることから、部署間の密な連携や庁内全体として男女共同参画の意識の醸成・定着に努め、男女共同参画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

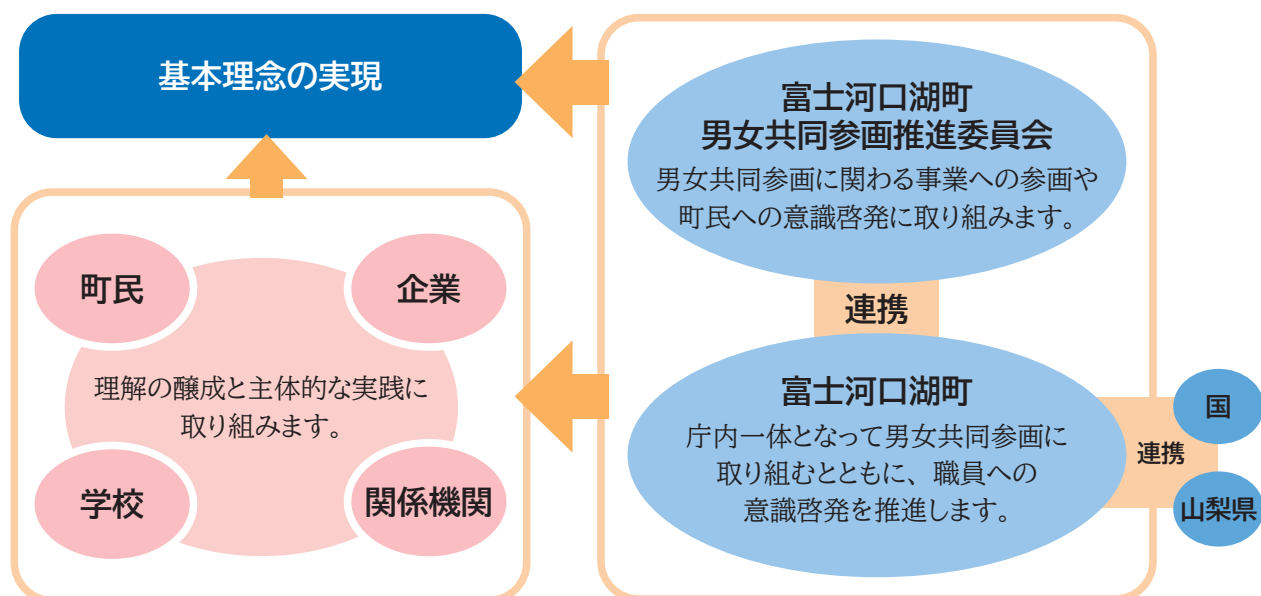
男女共同参画の推進にあたり、この計画ではいくつかの目標値を定めています。これらの目標値の達成に向け、担当部署が各事業の進捗状況や効果を点検・評価・検証し、必要に応じて事業の見直しを行います。また、定期的に達成状況を確認していきます。

3 国・県・関係機関等との連携

男女共同参画は全国的に推進されており、国や県、関係機関、企業、学校等、様々なところで取り組みが行われています。これらが互いに連携し、協力していくことで、より効果的・効率的に推進していくことが期待できます。本町としても、国や県と連携するとともに、地域における関係機関（女性団体連絡協議会や河口湖商工会、国際交流協会、社会福祉協議会等）や企業、学校等とも連携し、より広い範囲に男女共同参画の意識が醸成されるよう、努めていきます。

4 男女共同参画推進委員会

町民の立場から、男女共同参画の推進、基本計画の策定支援、施策などについて、調査及び事業の推進を図ります。



資料編

- 1 男女共同参画に関する意識及び実態調査結果…………… 36
- 2 男女共同参画のあゆみ…………… 48
- 3 富士河口湖町男女共同参画推進条例…………… 52
- 4 計画の根拠となる関係法令等の概要と近年の改正 …… 55
- 5 第3次ふじサンサンプラン策定経過…………… 59
- 6 策定委員会・推進委員会名簿…………… 59

1 男女共同参画に関する意識及び実態調査結果

1-1 調査概要

調査期間：令和7年5月13日から5月27日まで
配布数：999通（郵送配布） 町内在住の18歳以上の男女999人（無作為抽出）
回収数：郵送回収267通、Web 回答119通、合計386通
（男性152人 女性203人 回答しない2人 NA 29人）
回収率：38.6%

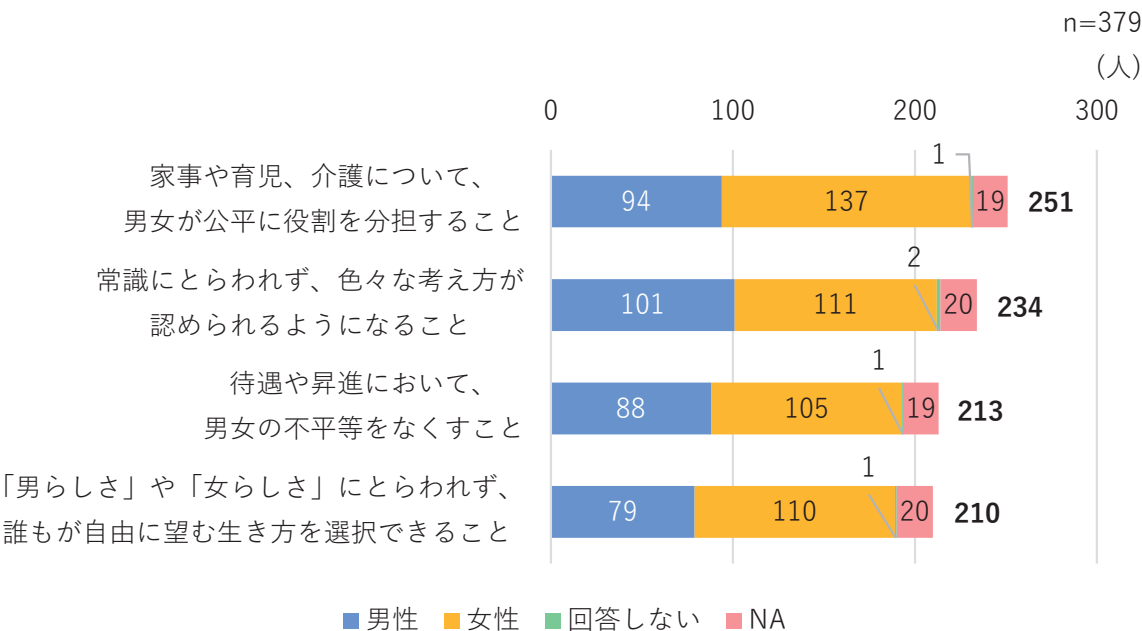
1-2 調査結果

特に表記がない限り、サンプルサイズ（n）は386、単位は（%）です。
複数回答は回答者の数を n で表記、単位は（人）です。
グラフ中の凡例の NA は無回答（No Answer）を示します。

(1) 男女共同参画に関する意識

① 男女共同参画において大切だと思うこと

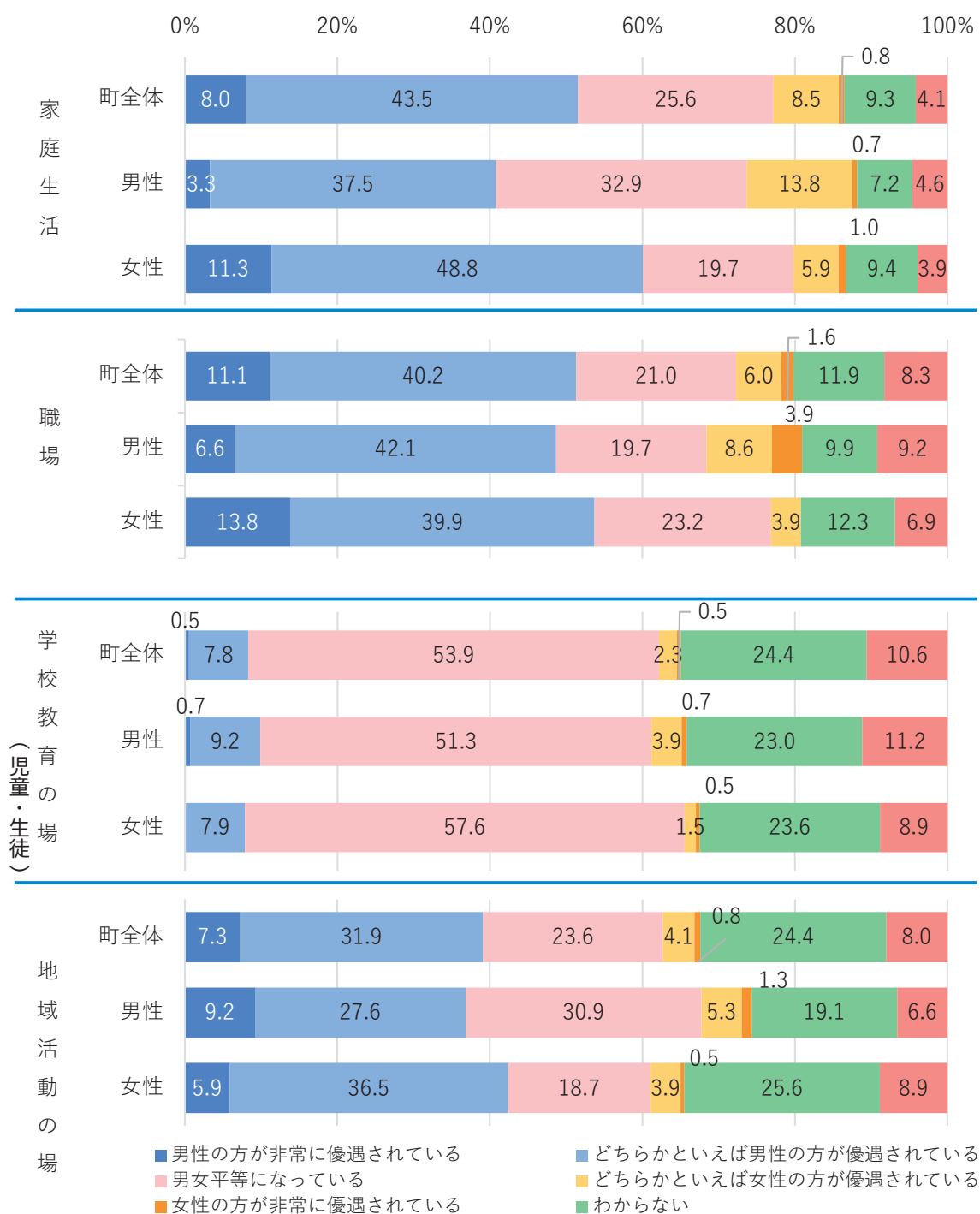
全体では、「家事や育児、介護について、男女が公平に役割を分担すること」が最も多く、次いで「常識にとらわれず、色々な考え方が認められるようになること」が多くなっています。



② 男女の平等感について

「家庭生活」における男女平等感について、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答）と思う割合は、男性は40.8%、女性は60.1%と約20ポイントの差があります。また、「男女平等になっている」と回答した割合は男性は32.9%、女性は19.7%と10ポイント以上の差があり、男女による認識の違いがあります。

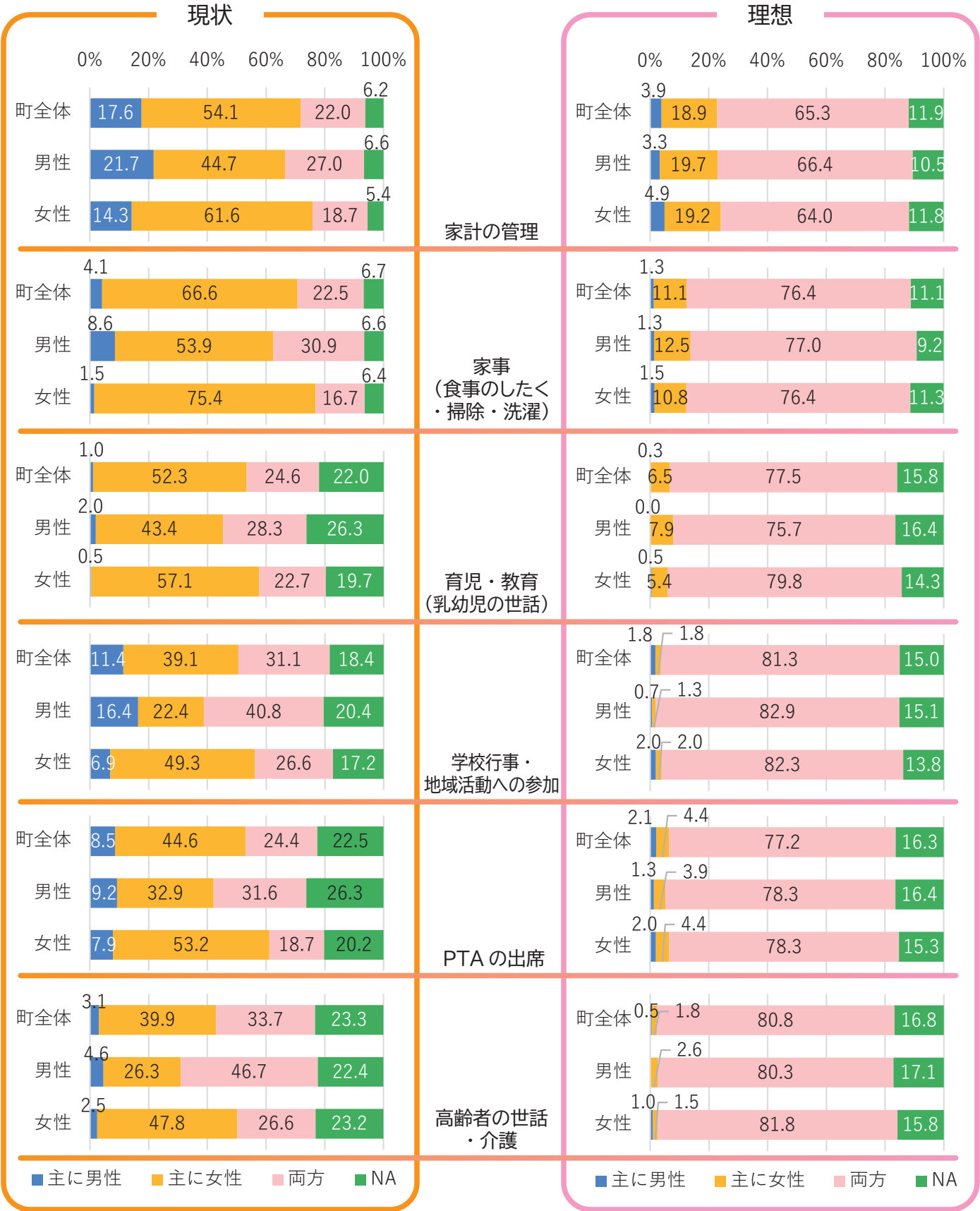
まだ多くの場面で「男性の方が優遇されている」が多くなっています。一方で、「学校教育の場（児童・生徒）」では、「男女平等になっている」が最も多くなっています。



(2) 家庭生活や地域活動における現状

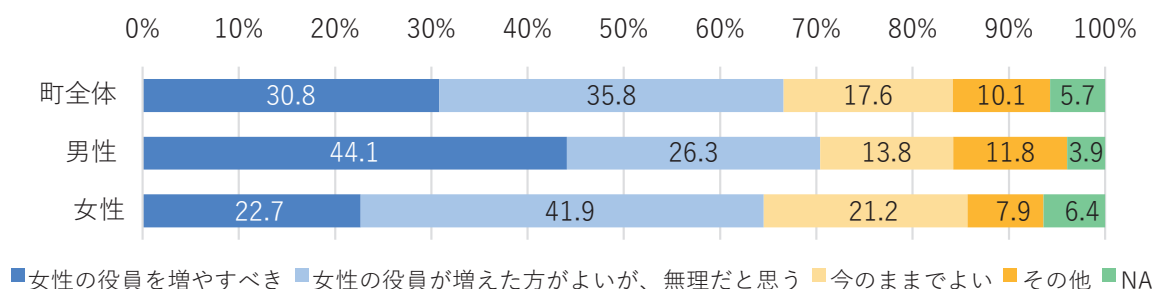
① 家庭における現状と理想

どの家庭内の事柄も「現状」では「主に女性」が担っています。「理想」では男性と女性の「両方」が担うことを男女ともに望んでいます。



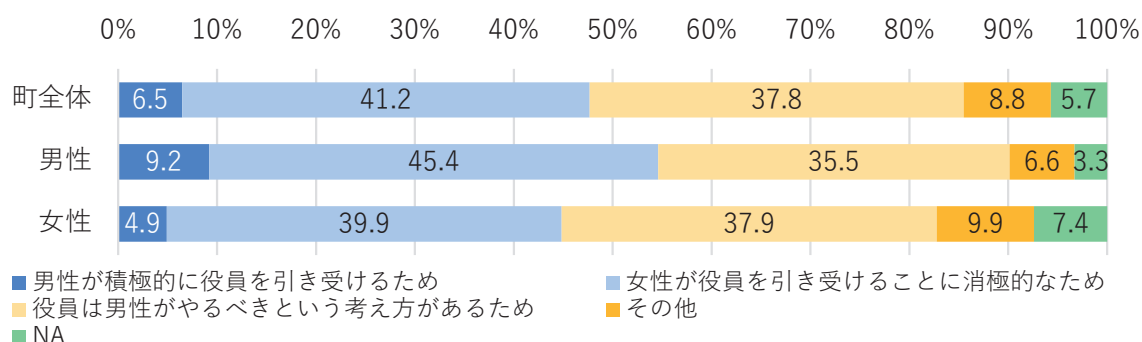
② 自治会の役員に女性が少ない現状について

町全体では、「女性の役員が増えた方がよいが、無理だと思う」が35.8%と最も多く、次いで「女性の役員を増やすべき」が30.8%と多くなっています。男女別でみると、男性は、「女性の役員を増やすべき」が44.1%と最も多く、女性と比べると20ポイント以上高くなっています。一方で女性も、「女性の役員が増えた方がよいが、無理だと思う」が41.9%と最も多く、次いで「女性の役員を増やすべき」と「今のままでよい」が同等で多くなっています。



③ 自治会の役員に女性が少ない理由

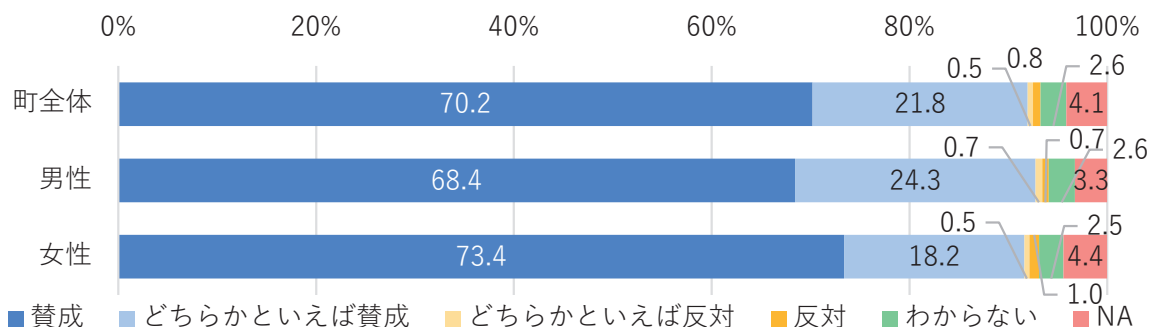
町全体及び男女別にみても「女性が役員を引き受けることに消極的なため」が最も多く、次いで「役員は男性がやるべきという考え方があるため」が多くなっています。



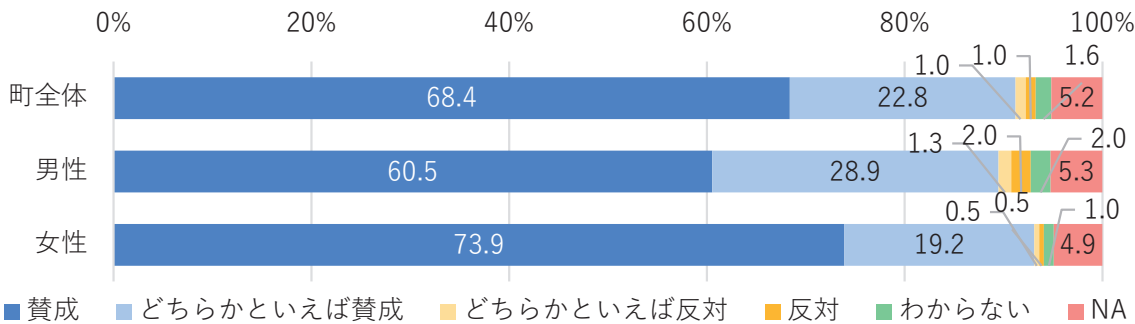
(3) 子どもの教育について

① 性別を問わず同等に経済的に自立できるよう育てる方がよい

「賛成」が最も多くなっています。

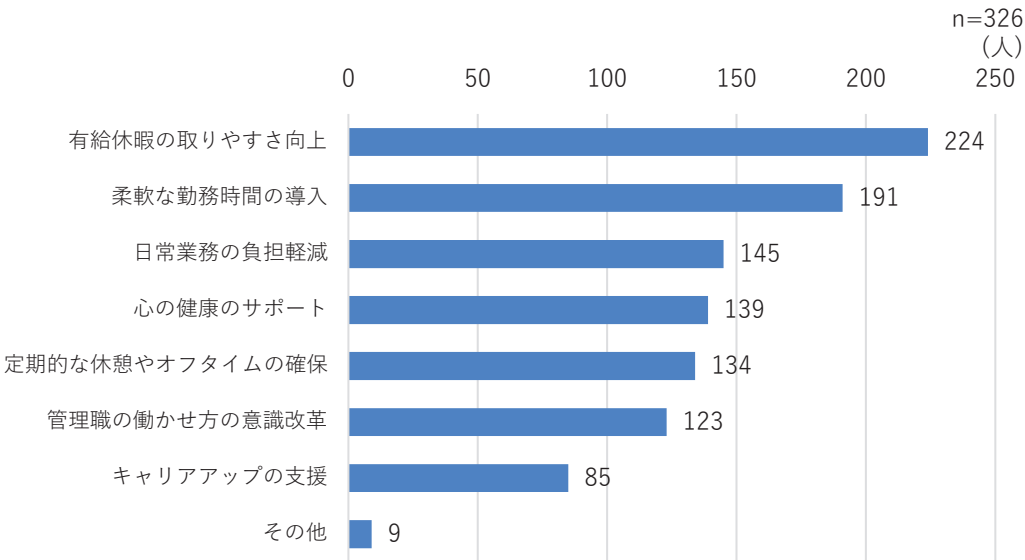


② 性別を問わず炊事・掃除・洗濯など、家庭に必要な技術を身につけさせる方がよい
「賛成」が最も多くなっています。



(4) ワーク・ライフ・バランスと職場における女性の活躍

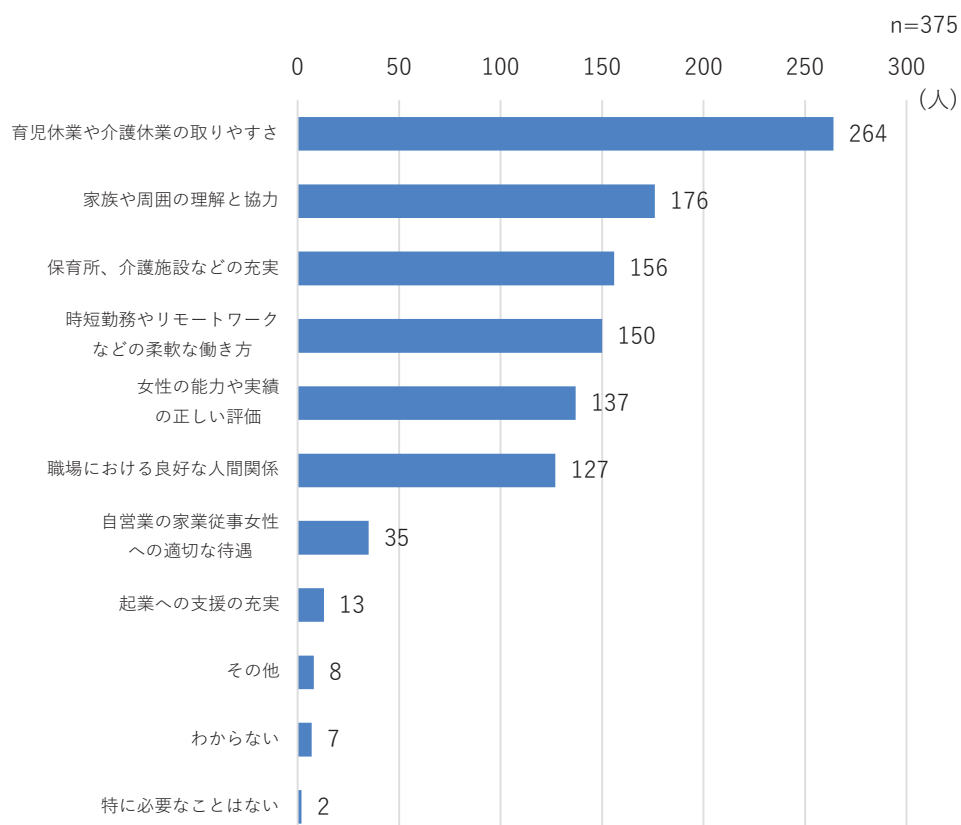
① ワーク・ライフ・バランスを良好に保つために、雇用主や組織ができると思うこと(複数回答)
「有給休暇の取りやすさ向上」が最も多く、次いで「柔軟な勤務時間（フレックスタイム^{*14}）の導入」が多くなっています。



^{*14} フレックスタイム
労働時間の総枠を守りながら、出勤・退勤の時間を従業員が自由に決められる制度のことです。

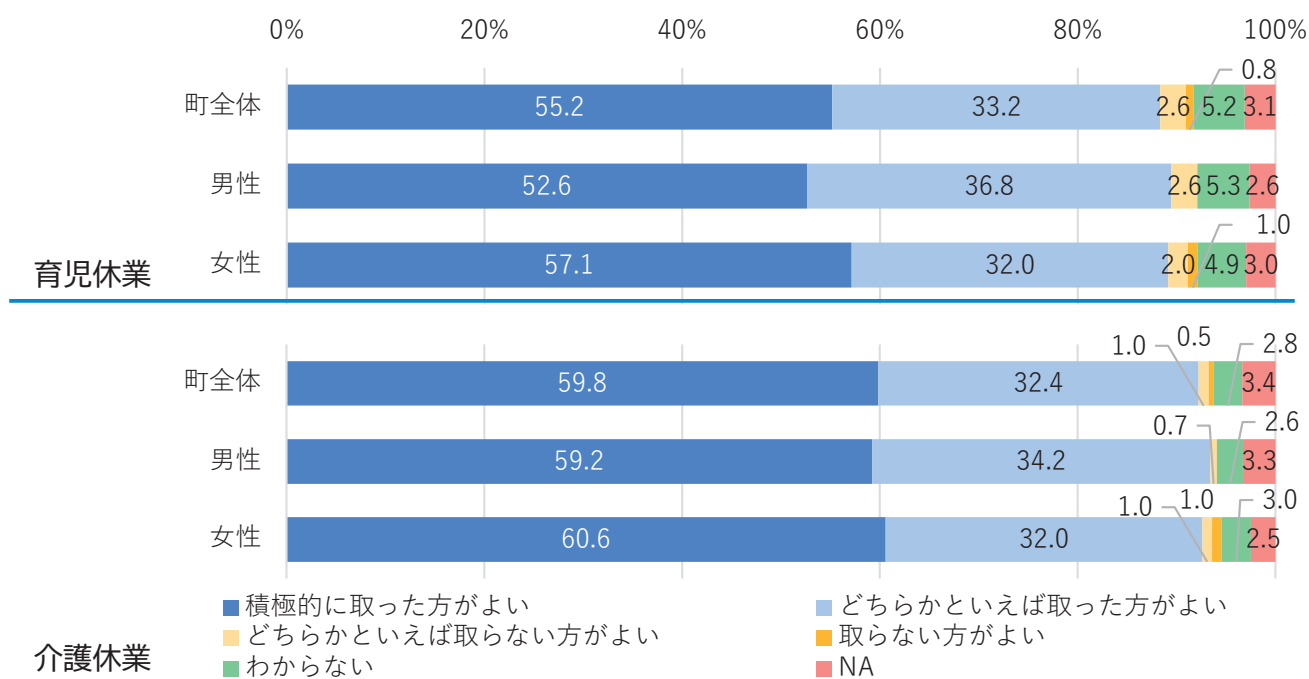
② 女性が働き続けるために必要な労働環境について（複数回答）

「育児休業や介護休業の取りやすさ」が264人と最も多くなっています。



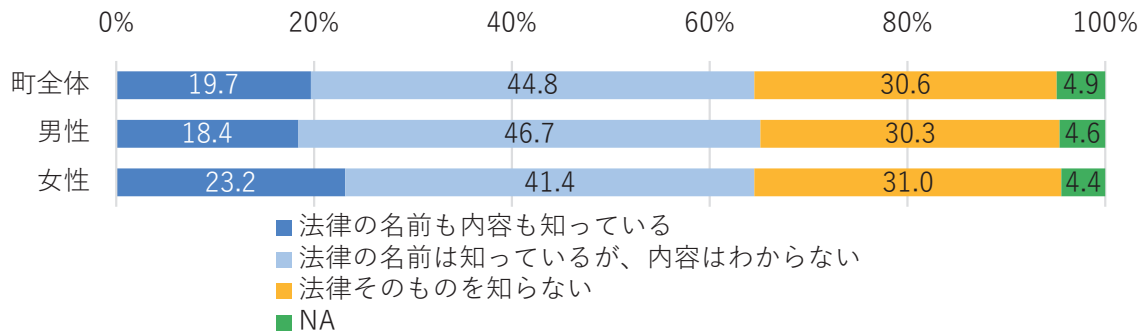
③ 男性が育児休業・介護休業の制度を利用して休暇を取ることにについて

育児休業及び介護休業の利用に対して、男女別にみても、肯定派の人（「積極的に取った方がよい」または「どちらかといえば取った方がよい」と回答）は約9割と多くなっています。



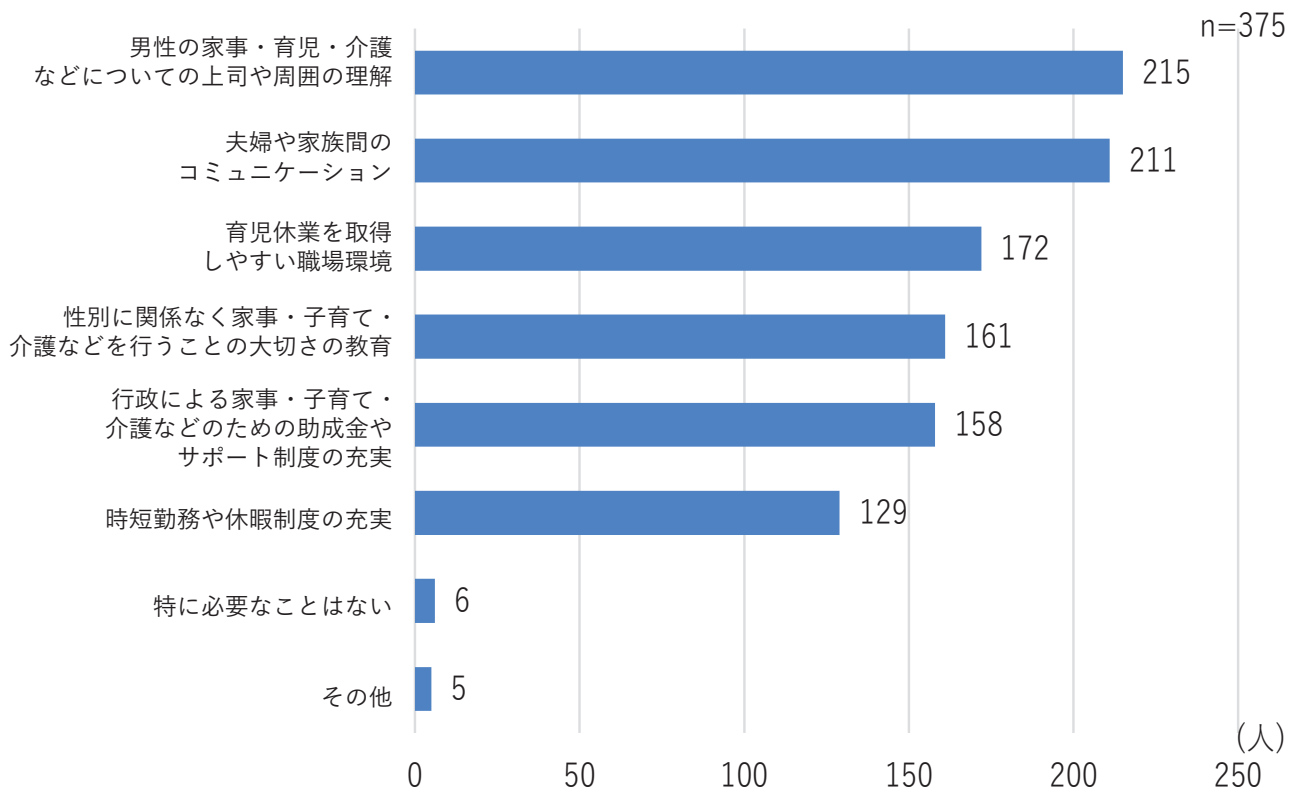
④ 育児介護休業法の認知度

町全体では、「法律の名前は知っているが、内容は分からない」が44.8%と最も多く、次いで「法律そのものを知らない」が30.6%と多くなっています。



⑤ 男性が家事や子育て・介護を行うために必要なこと（複数回答）

「男性の家事・育児・介護などについての上司や周囲の理解」が215人と最も多く、次いで「夫婦や家族間のコミュニケーション」が211人と多くなっています。

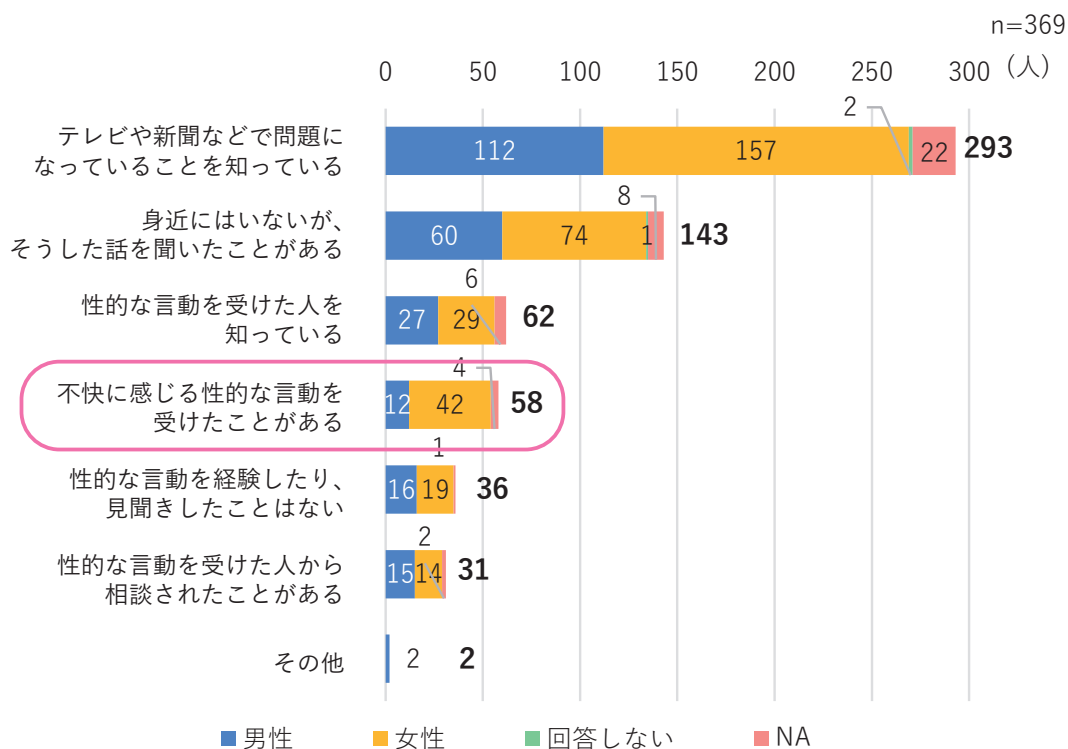


(5) セクシュアル・ハラスメントについて

① 経験したり、見聞きしたりしたことがあるか（複数回答）

「テレビや新聞などで問題になっていることを知っている」が最も多く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が多くなっています。

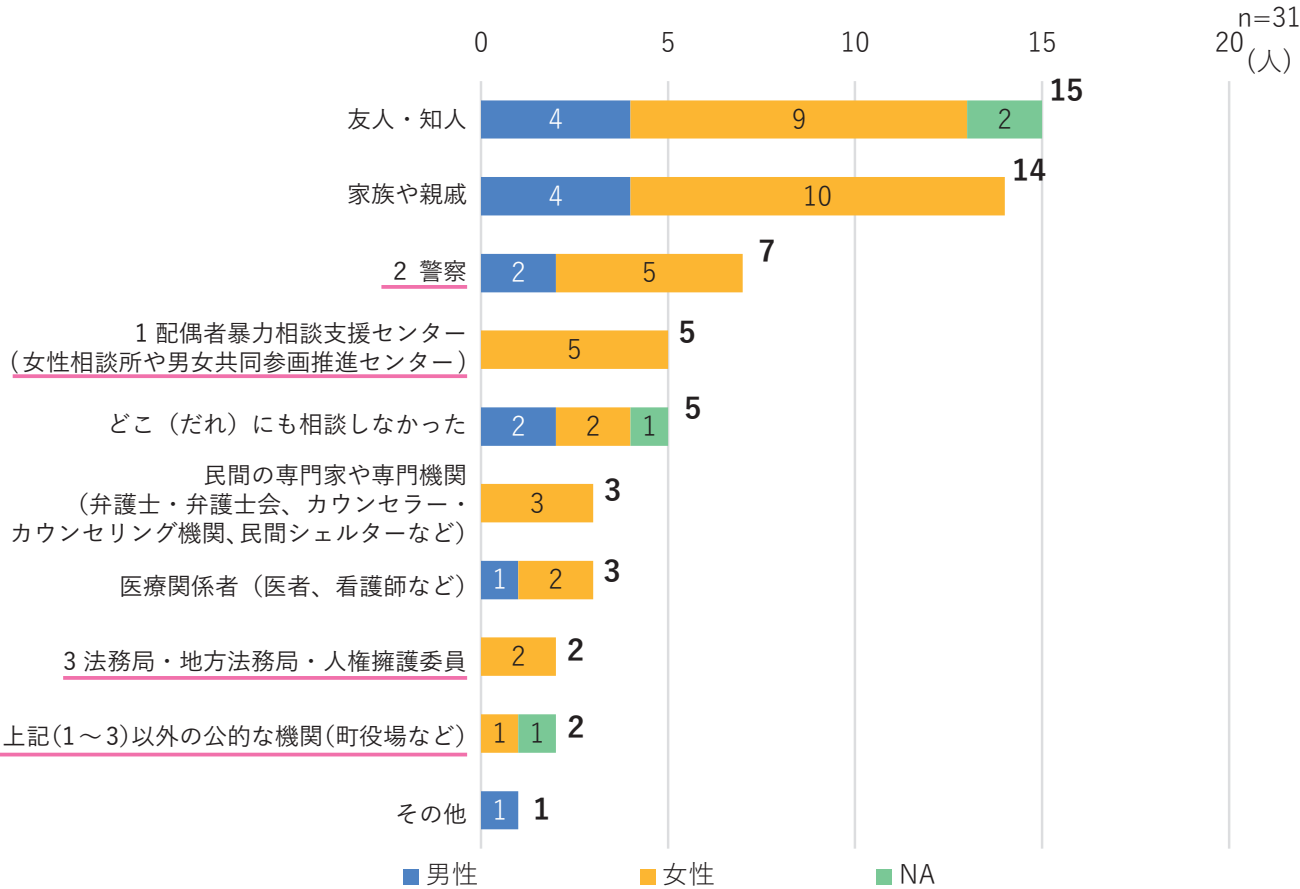
「不快に感じる性的な言動を受けたことがある」と回答した女性は42人おり、203人の女性回答者の20.7%（約5人にひとり）がセクシュアル・ハラスメントを受けたことがあることになります。



(6) ドメスティック・バイオレンスについて

① 経験したことがある人の相談先（複数回答）

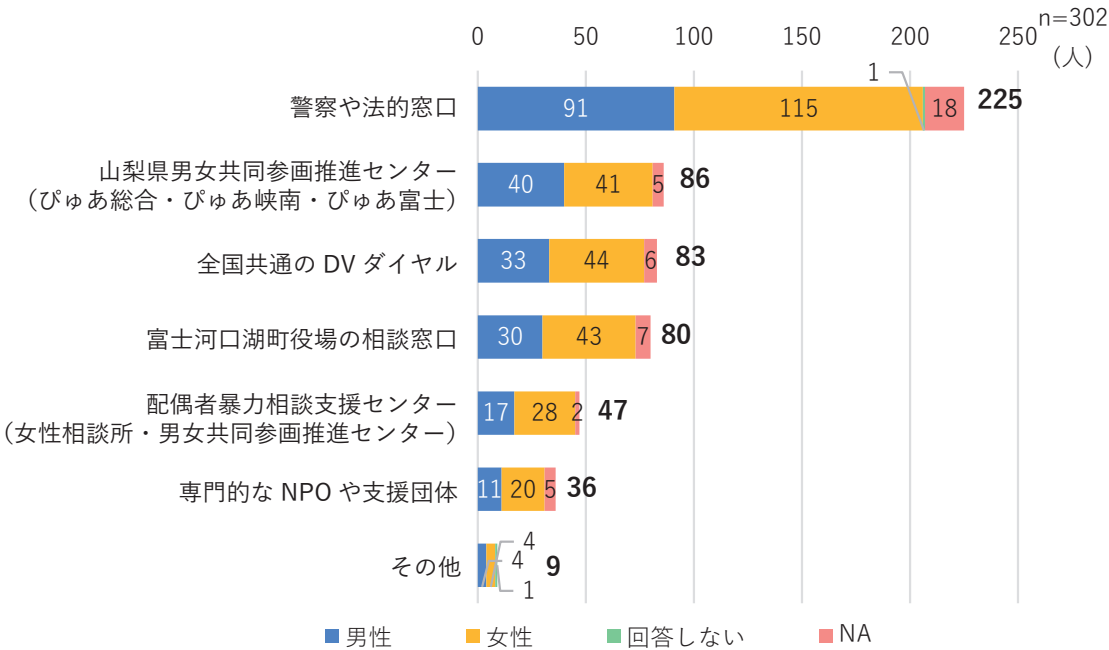
「友人・知人」と「家族や親戚」が多くなっています。



※ピンク色の下線は、公的な相談窓口

② 認知している相談先（複数回答）

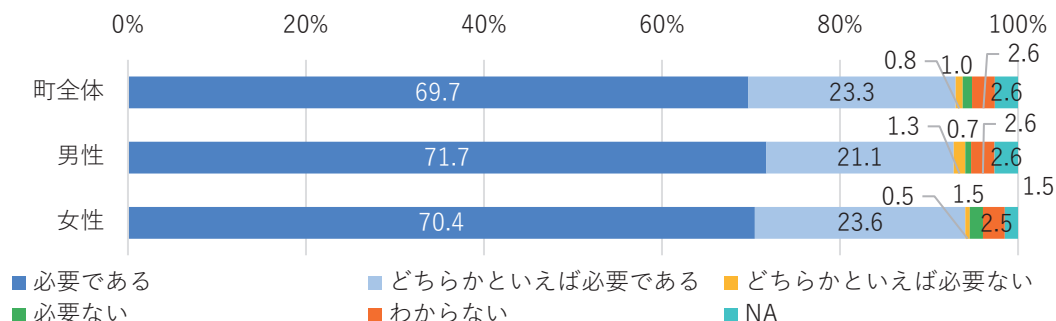
「警察や法的窓口」が225人と最も多くなっています。



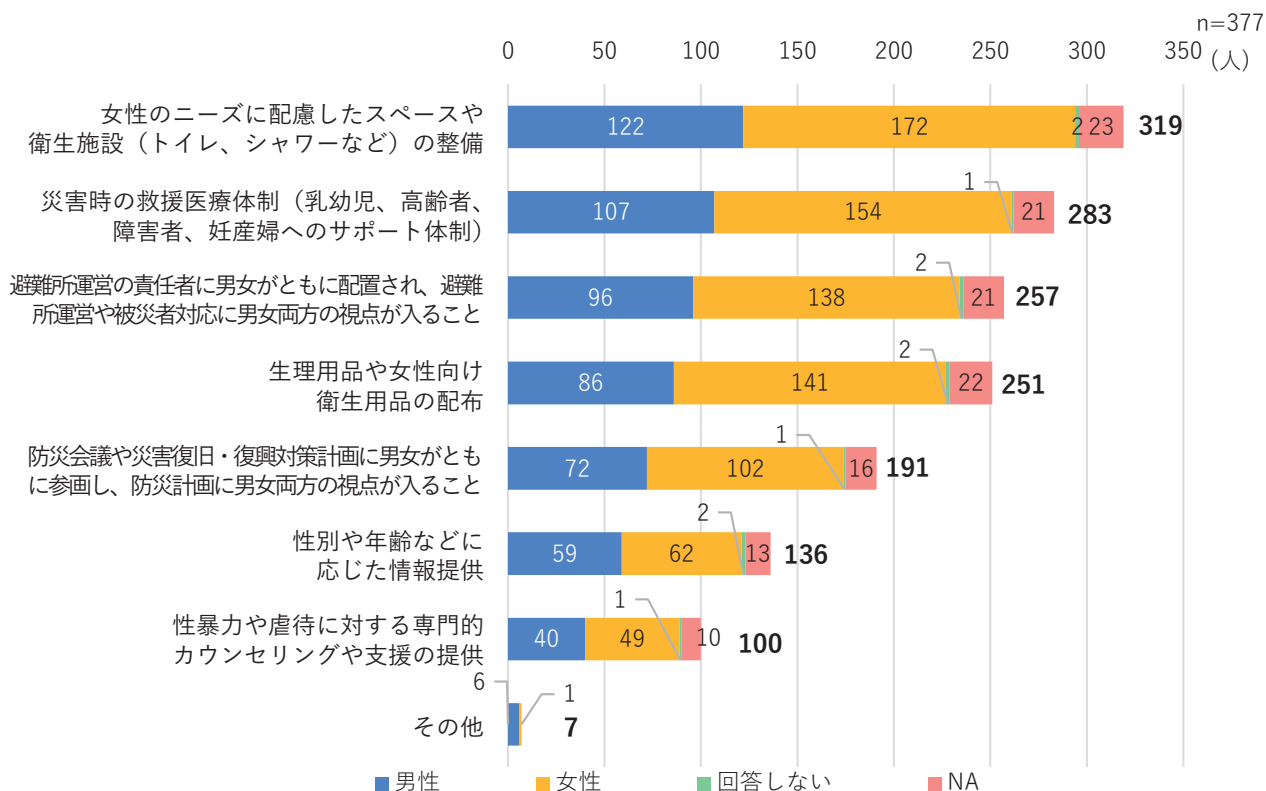
(7) 防災と復興に関すること

① 性別による配慮の必要性和心配ごとについて

性別による配慮の必要性について、町全体では、「必要である」が69.7%と最も多く、次いで「どちらかといえば必要である」が23.3%と多くなっています。



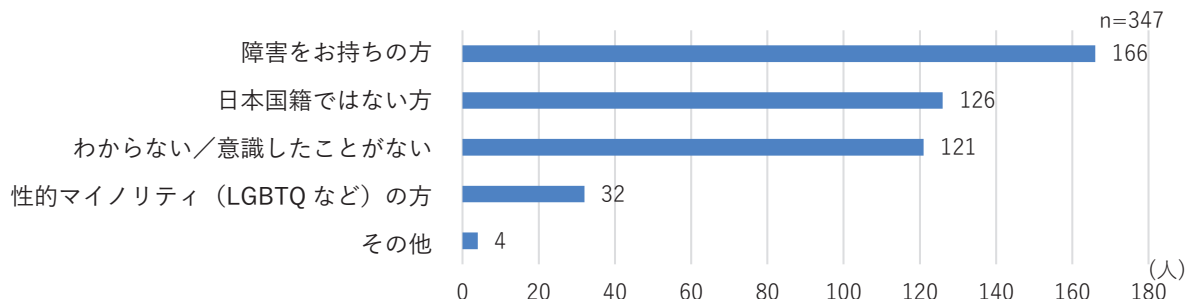
心配ごとは、「女性のニーズに配慮したスペースや衛生施設（トイレ、シャワーなど）の整備」が319人と最も多く、次いで「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦へのサポート体制）」が283人と多くなっています。



(8) 多様性と多文化共生について

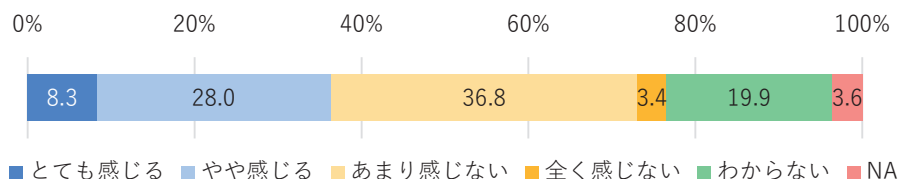
① 身近にはどのような背景を持っている方がいるのか（複数回答）

「障害をお持ちの方」が166人と最も多く、次いで「日本国籍ではない方」が126人と多くなっています。



② 地域における多様な人々（外国籍・障害・性的マイノリティなど）を受け入れられる雰囲気について

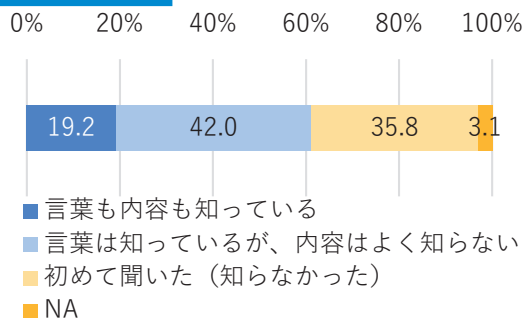
「あまり感じない」が36.8%と最も多く、次いで「やや感じる」が28.0%と多くなっています。



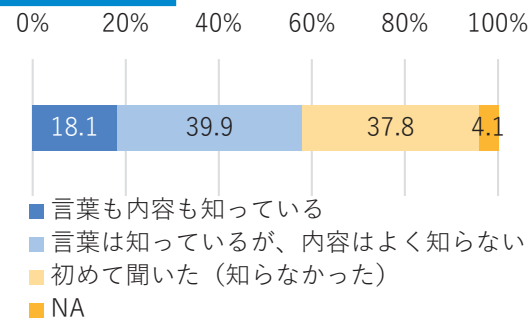
③ 「ダイバーシティ^{*15}」と「多文化共生社会」の認知度

「ダイバーシティ」及び「多文化共生社会」の認知度は、ともに「言葉は知っているが、内容はよく知らない」が約40%と最も多く、次いで「初めて聞いた（知らなかった）」が約35%多くなっています。

ダイバーシティ



多文化共生社会

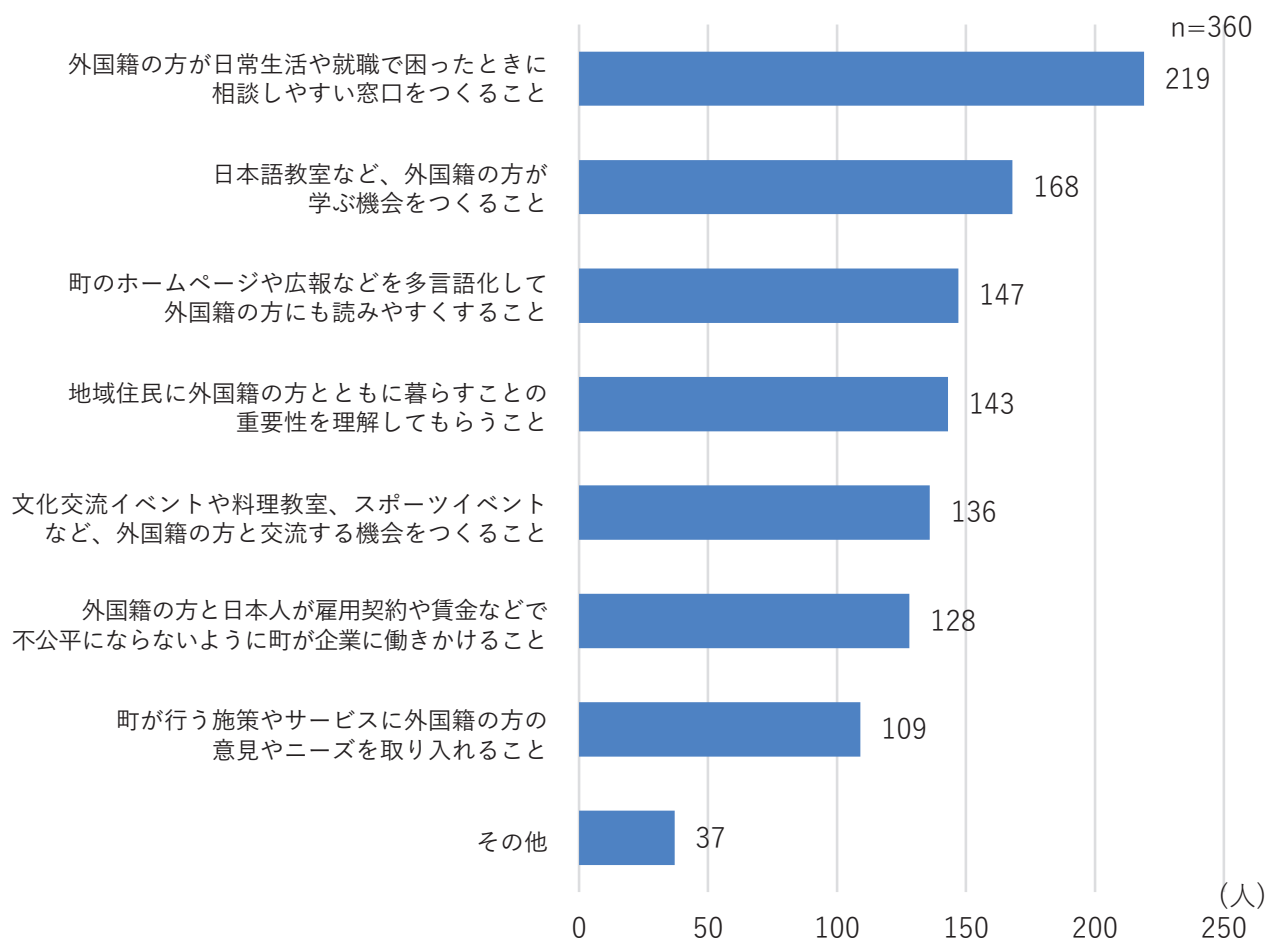


^{*15} ダイバーシティ

人々の違い（多様性）を尊重し、それぞれの特性を活かしながるとともに社会や組織で活動することを指します。

④ 外国籍の方と地域で共生するために必要だと思うこと（複数回答）

「外国籍の方が日常生活や就職で困ったときに相談しやすい窓口をつくること」が219人と最も多く、次いで「日本語教室など、外国籍の方が学ぶ機会をつくること」が168人と多くなっています。



2 男女共同参画のあゆみ

2-1 国際的な動向

● 昭和20年（1945年）

国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。以来、女性の平等という問題は国連の重要な活動の一つとなっています。

● 昭和50年（1975年）

国連が「国際婦人年」を提唱し、メキシコシティで、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催されました。そして、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。この計画は、男女平等の促進、開発努力への婦人の参加の確保、国際平和への婦人の貢献を目的としています。

昭和51年から昭和60年（1976年～1985年）までの10年間を「国連婦人の10年」として位置づけ、平等、発展、平和の目標を掲げました。

● 昭和54年（1979年）

国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。この条約は、女性・女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを基本理念とした条約です。条約の締約国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること等が規定されています。

● 昭和62年（1987年）

『「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議』において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）が採択されました。

● 平成3年（1991年）

国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択されました。

● 平成7年（1995年）

北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」は、ジェンダー平等、開発、平和を目標とし、女性のエンパワーメント（力の強化）に向けた国際的な行動基準を定めたものです。行動綱領には、貧困、教育、健康、暴力など12の重点分野における具体的な戦略や行動が示されており、現在も女性の権利向上のための世界的な枠組みとして機能しています。

● 平成12年（2000年）

国連特別総会「女性2000年会議（北京+5^{*16}）：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」（以下「女性2000年会議」という。）がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（以下「成果文書」という。）が採択されました。成果文書は、行動綱領の実施状況及び「第4回世界女性会議」以降に出現した新しい課題を踏まえ、「北京宣言及び行動綱領」の更なる実施に向けて各国政府、国際機関、市民社会が行うべき行動とイニシアティブを提言しています。

- **平成17年（2005年）**

ニューヨーク国連本部において、第49回国連婦人の地位委員会（北京＋10）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容が採択されました。

- **平成22年（2010年）**

ニューヨーク国連本部において、第54回国連婦人の地位委員会（北京＋15）が開催されました。

- **平成23年（2011年）**

既存のジェンダー関連4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」として新たな機関が発足しました。

- **平成27年（2015年）**

ニューヨーク国連本部において、第59回国連婦人の地位委員会（北京＋20）が開催されました。また、同年、開発アジェンダの節目の年に、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択されました。

- **令和元年（2019年）**

国際労働機関（ILO）において、職場での暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の条約が採択されました。

- **令和2年（2020年）**

ニューヨーク国連本部において、第64回国連女性の地位委員会（北京＋25）が開催されました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大幅な日程の短縮及び規模を縮小しての開催となりました。

- **令和7年（2025年）**

ニューヨーク国連本部において、第69回国連女性の地位委員会（北京＋30）が開催されました。

*16 北京＋数字

1995年9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言・行動綱領」から何年が経過したか、という進捗状況を表す言葉です。

2-2 国の動向

● 昭和21年（1946年）

戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、日本国憲法が制定され、法に基づき、家族、教育等女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記されました。これにより女性の法制上の地位は抜本的に改善されました。

● 昭和50年（1975年）

第1回目の世界女性会議で採択された「世界行動計画」を受けて、女性の地位向上のための国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置しました。

● 昭和52年（1977年）

婦人問題企画推進本部は「国内行動計画」を策定しました。

● 昭和54年（1979年）

国連総会において採択された「女子差別撤廃条約」により、男女平等に関する法律・制度面の整備を大きく進めます。

● 昭和60年（1985年）

女子差別撤廃条約を批准しました。

雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）が成立されました。

● 昭和61年（1986年）

男女雇用機会均等法が施行されました。以降、差別禁止が努力義務から法的義務へ強化され、男女差別の禁止や間接差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント防止の強化、妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いの禁止の明文化、平成28年施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）との方向性と連動による運用、パワハラ防止措置の義務化等、幾度にわたり法改正がされています。

● 昭和62年（1987年）

「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（以下「新国内行動計画」という。）を策定しました。

● 平成3年（1991年）

国連経済社会理事会において採択された、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を受けて、新国内行動計画を「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」へと改定しました。

● 平成4年（1992年）

労働者が仕事と育児・介護を両立できるよう支援することを目的とした「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）が施行されました（当時は「育児休業等に関する法律」として施行）。以降、介護休業制度の導入や育児休業給付の創設、男性の育児休業取得促進策、短時間勤務などの子育て支援制度の義務化、介護休業の柔軟化、出産時育児休業（産後パパ育休）、中小企業への義務強化、育児期の時短勤務の対象を小学校就学前から小学校3年生までに延長等、幾度にわたり法改正がされています。

● **平成6年（1994年）**

国内本部機構の充実強化を図るため、婦人問題企画推進本部を改組し、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・女性問題担当大臣（男女共同参画担当大臣）を副本部長とし、全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置しました。

● **平成8年（1996年）12月**

平成7年（1995年）に北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」、平成8年（1996年）7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を踏まえて、男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」（以下「男女共同参画2000年プラン」という。）を策定しました。

● **平成10年（1998年）11月**

男女共同参画審議会は内閣総理大臣からの諮問を受け、「男女共同参画社会基本法について」の答申を行いました。

● **平成11年（1999年）6月**

前年の答申を踏まえて、男女共同参画社会基本法案を作成し、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

● **平成12年（2000年）**

平成12年（西暦2000年）度末までを計画期間とする国内行動計画である男女共同参画2000年プランの内容を基礎とし、男女共同参画2000年プランに代わる、新たな国内行動計画としても位置付けた「男女共同参画基本計画」を策定しました。

● **平成13年（2001年）**

配偶者や事実婚の相手、同居する交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を防止し、被害者を保護することを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行されました。以降、婚姻関係のない事実婚も対象に追加され、子どもへの暴力や、被害者の親族への接近も保護命令の対象に拡大、被害者の居所の秘匿支援や地方公共団体の役割強化、緊急時の避難支援強化、コロナ禍に対応し、「DV相談＋（プラス）」などオンライン・多言語対応の相談窓口の拡充等、幾度にわたり法改正がされています。

● **平成28年（2016年）**

「女性活躍推進法」が施行されました。

● **平成30年（2018年）**

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

● **令和5年（2023年）**

性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分でない現状を踏まえ、理解を促進する施策を推進し、寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティ理解増進法」が施行されました。同年、「第5次男女共同参画基本計画」の一部変更が閣議決定しました。

● **令和8年度（2026年）**

「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。

3 富士河口湖町男女共同参画推進条例

平成 23 年 3 月 7 日
条例第 10 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 権利侵害の禁止（第 9 条）

第 3 章 基本的施策（第 10 条—第 18 条）

第 4 章 富士河口湖町男女共同参画推進委員会（第 19 条—第 22 条）

第 5 章 補則（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、その実現に向けて町、町民、事業者、自治組織及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的、かつ、計画的に推進し、もって豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) ジェンダー 社会的、文化的な性差であり、性別による固定的な役割分担に基づく社会の様々な制度又は慣行をいう。

(4) 町民 住民登録の有無にかかわらず富士河口湖町内（以下「町内」という。）に居住する者、町内に通勤する者及び町内に通学する者をいう。

(5) 事業者 町内において、営利又は非営利の事業活動を行うすべての個人及び法人、その他の団体をいう。

(6) 自治組織 町内の行政区等地縁に基づいて形成された団体及びその他の住民団体をいう。

(7) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他町内においてあらゆる教育に携わる者をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として図られなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別にかかわらずその個性と能力を発揮する機会が確保され、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 不当な差別的ジェンダーをなくすこと。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、町における施策又は事業者、自治組織及び教育に携わる者（以下「事業者等」という。）における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接に関係していることを理解し、男女共同参画の推進は、国際的協調のもとに行われること。

(6) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。

（町の責務）

第 4 条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的、かつ、計画的に実施するものとする。

2 町は、男女共同参画を推進するに当たっては、町民及び事業者等のほか、国、県及び他の市町村との協力及び協調を図るよう努めなければならない。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する町の施策を十分に理解し、これを積極的に実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)及びこの条例等、男女の平等に関する法令を遵守し、男女が家庭と事業活動とを両立できる環境を整えることに努めなければならない。

(自治組織の責務)

第7条 自治組織は、基本理念にのっとり、役員の選任などの組織づくり及び活動のあらゆる場面で、男女共同参画の実現を図るよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の推進における教育の重要性について理解を深め、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 権利侵害の禁止

(権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において性別による直接的又は間接的な性差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、他者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又はそれを助長するような行為をしてはならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての計画(以下「ふじサンサンプラン」という。)を策定しなければならない。

2 ふじサンサンプランは、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的、かつ、長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の目標

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、男女共同参画の推進のためにふじサンサンプランを策定し、又は変更するに当たっては、町民及び事業者等の意見を反映させるとともに、富士河口湖町男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、ふじサンサンプランを策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進体制)

第11条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に計画、調整及び推進するための体制を整備するものとする。

(積極的改善措置)

第12条 町長は、各種行政委員及び委員会における委員その他の者を任命し、又は委嘱するときは、必要な場合において積極的改善措置を講じ、委員構成比率の男女比率に配慮するものとする。

(教育における男女平等)

第13条 親又は家族は、基本理念にのっとり、子の育成に努めなければならない。

2 学校教育において、教育に携わる者は不当な差別的ジェンダーのない教育に努めなければならない。

3 町は、家庭教育、学校教育及び社会教育において男女共同参画の視点が盛り込まれるよう啓発その他の支援を行わなければならない。

(意識啓発)

第14条 町は、町民及び事業者等に対して、あらゆる機会を通じて男女共同参画に関する意識啓発をするとともに、理解を深めることができるよう学習機会の充実に努めるものとする。

(支援)

第15条 町は、町民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、男女が家庭生活における活動と地域生活又は職業生活における活動とを両立させるために、必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 町は、事業者に対し雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うことができる。

(報告)

第 16 条 町長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し男女共同参画に関する事項について報告を求めることができるものとする。

(表彰)

第 17 条 町長は、男女共同参画の推進に関する活動に積極的に取り組んでいる町民及び事業者等の表彰を行うものとする。

(苦情及び相談への対応)

第 18 条 町は、性の差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、町民又は事業者等から相談の申出があったときは、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 4 章 富士河口湖町男女共同参画推進委員会

(設置)

第 19 条 男女共同参画を推進するため、富士河口湖町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 20 条 委員会は、この条例に定める事項のほか、ふじサンサンプランを推進する。

(組織)

第 21 条 委員会の委員は、20 人以内をもって組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、町民、事業者等の代表者及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

4 委員の任期は 2 年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第 22 条 前 2 条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 補則

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

4 計画の根拠となる関係法令等の概要と近年の改正

男女共同参画社会基本法

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(目的) 第一条

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(都道府県男女共同参画計画等) 第十四条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(都道府県男女共同参画計画等) 第二条の三第3項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

（目的）第一条

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（都道府県男女共同参画計画等）第六条第2項

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

SDGs

SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の英語の頭文字をとった言葉です。2015年に国連で採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す」ための世界共通の国際目標です。貧困・飢餓・環境問題・教育・ジェンダー平等など、地球規模の課題を解決するため、経済・社会・環境の3側面をバランス良く発展させることを目指し、17のゴールと169のターゲットが設定されており、「誰一人取り残さない（No one left behind）」ことを誓い、先進国・途上国すべてが取り組むべき普遍的なものです。



法の名称	概要と近年の改正のポイント
男女共同参画社会基本法 平成11年（1999年）	性別にかかわらず、個人の尊厳が尊重され、男女が社会のあらゆる分野で対等に参画し、その能力を十分に発揮できる社会（＝男女共同参画社会）を実現することを目的としています。
育児・介護休業法 平成4年（1992年）	労働者が仕事と育児・介護を両立できるよう支援することを目的とした法律で、労働者は一定の条件のもとで育児休業や介護休業を取得できるようになり、企業にはこれらの制度を整備する義務を課しています。 2025年4月施行 1. 子の看護休暇の見直し・介護休暇の取得要件の緩和 ・対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達するまでから小学校3年生修了までに拡大。 ・感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式など取得事由を追加。 ・労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定が撤廃（介護休暇も含む）。 2. 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大 ・3歳未満の子を養育する労働者から小学校就学前の子を養育する労働者に対象者を拡大。 3. 短時間勤務制度の代替措置にテレワークを追加 ・短時間勤務制度の代替措置として、テレワークを新たに追加。 4. 育児・介護のためのテレワーク導入を努力義務化 ・3歳未満の子を養育する労働者、または要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化。 5. 育児休業取得状況の公表義務の対象拡大 ・従業員数1,000人超の企業から従業員数300人超の企業に対象を拡大。 ・公表義務企業は、毎年少なくとも1回、男性の育児休業等の取得状況を公表。 6. 介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認等の措置 ・事業主は、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるよう措置を講じなければならない。 2025年10月施行 7. 柔軟な働き方を実現するための措置等 ・3歳未満の子を養育する労働者に対し、柔軟な働き方を実現するための措置（短時間勤務制度、フレックスタイム制度、テレワーク等）を講ずることを事業主に義務化。 8. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮 ・事業主は、労働者の仕事と育児の両立に関する意向を個別に聴取し、配慮することを義務化。
女性活躍推進法 平成28年（2016年）～ 10年間の時限立法 10年間の延長予定	女性がその個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できる社会の実現を目的としています。女性の社会進出の促進や、管理職・リーダーとしての登用、働き方改革（ワーク・ライフ・バランスの実現）、男女の賃金格差の是正、ハラスメント防止等。 2020年6月施行 1. 特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設 ・女性の活躍推進に関する状況が特に優良な事業主に対し、従来の「えるぼし認定」よりも高い水準の「プラチナえるぼし認定」を創設。

法の名称	概要と近年の改正のポイント
前ページつづき	2022年4月施行 2. 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 ・従来は常時雇用する労働者が301人以上の事業主が対象だったが、2022年4月1日からは101人以上の事業主にも義務を拡大。 2022年7月施行 3. 情報公表項目の追加 ・常時雇用する労働者が301人以上の事業主に対し、「男女の賃金の差異」の公表を義務付け。
DV防止法 平成13年（2001年）	配偶者や事実婚の相手、同居する交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を防止し、被害者を保護することを目的としています。この法律では、通報・相談体制の整備、保護命令制度の導入、被害者の自立支援などを規定しています。 2024年4月施行 1. 保護命令の対象拡大 ・従来は、身体的暴力や生命・身体への脅迫を受けた場合に限られていた保護命令の申立てが、自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた場合にも可能となり、申立て可能な被害の範囲を拡大。 ・保護命令の発令要件が「生命・身体に対する重大な危害を受けるおそれ」から、「生命・心身に対する重大な危害を受けるおそれ」に発令要件を拡大。 2. 保護命令の種類の拡充 ・被害者への電話等禁止命令の対象行為に、以下の4つを新たに追加。 緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信 緊急時以外の深夜早朝のSNS等の送信 性的羞恥心を害する電磁的記録の送信 GPSを用いた位置情報の無承諾取得 ・被害者の子への電話等禁止命令が新設され、行動監視の告知等や著しく粗野乱暴な言動など8つの行為を対象とした。 3. 保護命令の有効期間の延長 ・接近禁止命令の有効期間が6か月から1年に延長。 ・退去等命令の期間が原則2か月から、住居の所有者または賃借人が被害者のみである場合、被害者からの申立てにより6か月とする特例を新設。 4. 保護命令違反に対する罰則の強化 ・保護命令に違反した者に対する罰則が、「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」から、「2年以下の拘禁刑または200万円以下の罰金」へと加重。なお、2025年5月31日までは「懲役」となり、同年6月1日から「拘禁刑」に変更。
性的指向及びジェンダーアイデンティティ理解増進法 令和5年（2023年）	性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分でない現状を踏まえ、理解を促進する施策を推進し、寛容な社会の実現に資することを目的としています。 すべての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されること。性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないとの認識の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本理念としています。

5 第3次ふじサンサンプラン策定経過

年月日	内容
令和7年3月18日	令和6年度第11回富士河口湖町男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画に関する意識及び実態調査に対する意見聴取
令和7年4月8日	令和7年度第1回富士河口湖町男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画に関する意識及び実態調査に対する意見聴取
令和7年5月13日～27日	富士河口湖町 男女共同参画に関する意識及び実態調査を実施
令和7年7月24日	(第1回) 第3次富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会 ・第3次富士河口湖町男女共同参画計画概要説明 ・第2次富士河口湖町男女共同参画計画の振り返り ①男女共同参画に関する意識及び実態調査結果の報告 ②事業評価結果報告 ・計画策定スケジュールの説明
令和7年7月31日	男女共同参画推進委員への男女共同参画に関する意識及び実態調査の結果報告（郵送）
令和7年10月14日	令和7年度第6回富士河口湖町男女共同参画推進委員会 ・第3次富士河口湖町男女共同参画計画（素案）に対する意見聴取
令和7年10月23日	(第2回) 第3次富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会 ・第3次富士河口湖町男女共同参画計画（素案）の検討
令和7年12月18日	(第3回) 第3次富士河口湖町男女共同参画計画策定委員会 ・第3次富士河口湖町男女共同参画計画（素案）の検討・承認
令和8年1月9日～23日	パブリックコメントの実施

6 策定委員会・推進委員会名簿

策定委員会

氏名	所属等	備考
富永 貴公	都留文科大学教養学部地域社会学科 准教授	委員長
堀内 治美	富士河口湖町国際交流協会 会長	
三浦 宗治	富士河口湖町社会福祉協議会 事務局長	
三浦 吉彦	河口湖商工会 事務局長	
宮下 寿夫	富士河口湖町男女共同参画推進委員会 委員長	
渡辺 節子	富士河口湖町女性団体連絡協議会 会長	
倉澤 准也	地域防災課 課長	
三浦 浩	学校教育課 課長	
五味 裕子	子育て支援課 課長補佐	

推進委員会

氏名	備考
宮下 寿夫	委員長
渡部 富美佳	副委員長
渡辺 実美	副委員長
伊藤 一寿	
小佐野 恵子	
菅 久美子	
希代 崇仁	
坂本 昌美	
田中 さゆり	
外川 満	
古屋 あさ子	
堀内 詠子	
宮下 優香	
渡辺 克美	

（五十音順：敬称略）

第3次ふじサンサンプラン

(富士河口湖町男女共同参画計画)

発行日 令和8年3月

発 行 富士河口湖町 政策企画課

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地

TEL : 0555-72-1111 (代表)

FAX : 0555-72-0969



富士河口湖町